

# 迷路に入った核軍縮: リスク削減に向けて

2019年7月 REC-PP-08

吉田 文彦 センター長・教授

鈴木 達治郎 副センター長・教授

広瀬 訓 副センター長・教授

中村 桂子 准教授

冨塚 明 准教授(兼務)

太田昌克客員教授梅林宏道客員教授朝長万左男客員教授

山口 響 客員研究員

※本稿で述べている見解は、筆者個人のものであり、筆者が属する組織を代表するもので はありません。

# はじめに

米国の元外交官で、傑出した歴史家・評論家でもあったジョージ・ケナンが、核軍拡競争 真っただ中の 1982 年の講演でこんなことを語っている。

「今日"平和"について語るとき、われわれが通常思い浮かべるのは、現代の国際問題の中心をなす二つのことである。一つは驚くほど悪化している米ソ関係、もう一つは米ソ二大国が音頭をとり、まことに遺憾ながら、今や急速に制御が不可能となりつつある兵器競争である」「その厄介な(二つの)問題が今、両方ともそろって存在し、もっとも不幸な形で相互に作用し合っている。そしてこの相互作用が倍加されれば、それぞれが生み出す危険はもちろん倍加されるのである」<sup>1</sup>

このケナン講演の中の「米ソ関係」を「米中ロ関係」に、「米ソ二大国」を「米中ロの三核保有国」に置き換えて読むと、現在の国際情勢の分析に応用できそうな内容だ。冷戦がひとつのピークに達した 1980 年代前半の状況が、米中ロが三つ巴になって核兵器の量的・質的拡充を展開し、「新冷戦」に突入したとの見方まで出ている現在の状況とが似通っていることを示唆している。

今、何が起きているのか――ロシアの「違反」を理由に、米国は二国間の中距離核戦力 (INF) 全廃条約の破棄を決めた。同時に、条約の規制を受けずに INF を保有する中国を意識して、米国は海洋配備の核戦力強化で対抗する方針だ。三か国で唯一、核保有数を増加中の中国は海洋配備計画も加速している。そんな中国も意識してか、米口は 2021 年に期限切れの新 START (新戦略兵器削減条約)の延長も決めないままだ。加えて、米国の「イラン核合意」離脱で米イラン関係が悪化し、武力衝突さえ懸念される。北朝鮮の核問題も、首脳会談によって最悪の事態は回避されているものの、今後の不透明感は消えていない。

ケナンの講演から 37 年が経とうとする今、危険の倍々ゲームが進むばかりなのか。それとも、来年で発効 50 年を迎える核不拡散条約 (NPT) の第 6 条 (核軍縮義務) などを活かして、危険を減じる方向に変えていけるのか。採択から 2 年が過ぎた核兵器禁止条約は核軍拡に歯止めをかけ、核廃絶へとギアチェンジをはかっていけるのか。

ケナンはこうも語っている。「現時点の暗さや、近年われわれが抱いてきた無力感によって意気消沈するのではなく、世界平和のためのわれわれの努力を倍加させようではないか」。ケナンのそんな至言を噛みしめながら、レクナ・ポリシーペーパー「迷路に入った核軍縮:リスク削減に向けて」をまとめることにした。かつての冷戦が終わったように、この新たな「核冷戦」にも早く終止符を打たなければならない。そのためのさまざまな努力のひとつとして、このポリシーペーパーが役に立てればと願っている。

長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA) センター長・教授 吉田 文彦

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> ジョージ・F・ケナン『核の迷妄』(佐々木担、佐々木文子訳)、社会思想社、1984 年 9 月 ( )内は 本稿の筆者が付記。

# 目 次

は	こめに ・・・・・・・・	吉田	文彦	
要旨	<b>i</b>	鈴木	達治郎	1
1.	特別インタビュー サイード・モハマッド・ハスリン・サイード・ハッ Hasrin Syed Hussin)大使 ・・・		_	§ 9
2.	NPT 再検討会議準備委員会の評価と再検討会議への	展望 広瀬	•••	13
3.	採択から2年:核兵器禁止条約 (TPNW) の現在とこ	これから 中村		21
4.	米戦略が引き起こす新たな核軍備競争・・・・	梅林	宏道	26
5.	核兵器の近代化計画とその危険性・・・・	富塚	明	30
6.	北朝鮮非核化の現状と課題・・・・	太田	昌克	36
7.	イラン核合意 (JCPOA) 米離脱後の課題: 最悪の事か・・・	態は避 鈴木		41
8.	「賢人会議京都アピール」その骨子と今後の展望	朝長	<b>・</b> 万左男	48
著す	<b></b> 對紹介			51

# 要 旨

# 鈴木達治郎

特別インタビュー サイード・モハマッド・ハスリン・サイード・ハッサン(Syed Mohamad Hasrin Syed Hussin)大使 (広瀬訓、山口響)

2020 年核不拡散条約 (NPT) 再検討会議第3回準備委員長を務められたサイード大使が 来崎されたのを機に、直接お話しを伺うことができた。

まず今年の第 3 回準備委員会については、合意文書が採択されなかったが、手続き事項については合意が成立したことを「大きな成果」と評価し、合意文書が採択されなかったことを必ずしも悲観することはない、と強調した。「NPT 再検討会議のダイナミズムは独特であり、それまでの準備委員会の流れや議論がそのまま反映されるわけではなく、これまでも準備委員会で合意に達しなくても再検討会議で最終文書の採択に成功したこともある」、との指摘は、確かにその通りであり、現段階で来年の再検討会議の結果を心配することは必ずしも当たっていないだろう。また、中距離核戦力(INF)全廃条約や、中東非大量破壊兵器地帯の設置問題など、再検討会議の成功に大きな障害となる問題は、「NPT の枠外で解決することが重要」と指摘した。全体としては、サイード大使の熱意を感じるインタビューであったが、結局は各国政府の意思にゆだねられており、議長としてできることには限界がある、というもどかしさを感じるインタビューであった。

2. NPT 再検討会議準備委員会の評価と再検討会議への展望 (広瀬訓)

1章に続き、NPT 再検討会議準備委員会と 2020 年再検討会議への展望について、広瀬訓がまとめた。

まず核軍縮については、各国間での意見の対立が最も激しい分野であり、2020年再検討会議でも厳しい論戦が展開されると予想される。特に核兵器禁止条約(TPNW)の存在は大きいが、推進派・反対派ともに議論を抑制している印象がある。核兵器の非人道性を訴える論調も弱まっている感じがあり、人道性に関する声明も出されていない。今後、鍵を握るのはやはり米国を中心とする核保有国の動きであるが、今回米国が提案した、「核軍縮のための環境創り(CEND)」が本当に核軍縮を進めることにつながるのか、あるいは核軍縮の停滞を正当化するための言い訳に過ぎないのか。CENDのような動きがどのような影響を与えるかが注目される。また、INF全廃条約の破棄については、米ロの関係悪化に加え、中国も参加した新たな軍縮の枠組み提案に対して、中国が強く反発しており、核兵器国間の意見の集約が難しくなることが懸念される。また、核兵器の実情や政策についての「透明性向上」は日本も強く主張してきたポイントであるが、ハード面での情報公開を一貫して拒否している中国と他の核保有国の対立も懸念の的である。

核不拡散については、北大西洋条約機構(NATO)諸国と米国の「核シェアリング」問題が再燃しており、核保有国間の対立の種になりかねない。追加議定書の普遍化については、事実上批准国が増加していることもあり、むしろ非同盟諸国の足並みの乱れが顕在化している。しかし、何よりも大きな問題はイラン核合意の離脱や中東非大量破壊兵器地帯をめぐる意見の対立である。中東非大量破壊兵器地帯の設置については、実質上進展がみられず、このまま 2020 年を迎えると、再び再検討会議の決裂につながるのではないか、との危惧が強い。

原子力平和利用については、根本的な意見の対立はなく、大きな波乱が発生することは考えにくい。ただ、平和利用の権利に制約をかけようとする動きに対しての反発は根強いため、 規制強化につながるような動きが出ると、対立の可能性もでてくる。

手続き上の課題としては、最終文書の採択が失敗すれば最悪の結果となるが、内容に乏しい実効性のない最終文書しか採択できないという結果もまた望ましいものではない。どこまで実効性のある、具体的な目標を盛り込んだ最終文書を作成できるかが注目される。

# 3. 採択から2年:核兵器禁止条約(TPNW)の現在とこれから (中村桂子)

TPNW の採択から 2 年。これまでの成果、現状と今後の課題について中村桂子がまとめた。

TPNW の規範的意義について、現時点でその実効性を客観的、実証的に論じるのは時期尚早といえる。しかしながら、この 2 年間で「予兆」ともいうべきものが散見されてきたことも事実である。2019 年 7 月末現在、70 カ国が署名、23 カ国が批准している。署名国についてはやや伸びが鈍いとの印象はぬぐえない。今後は、条約採択に賛成した 122 カ国の中の未署名・未批准国に焦点を絞り、早期の署名・批准を働きかけることが最速の道だが、その際には世界 5 地域に広がる非核兵器地帯のネットワークが活用できると考える。

TPNW の意義について世論を喚起し、早期の署名・批准を促す重要なアクターの一つが地方自治体である。2018 年 8 月には米カリフォルニア州、2019 年 5 月にはニュージャージー州議会が TPNW への支持を謳った決議を採択した。2019 年 7 月 1 日には、米国の 1,400以上の都市で構成される全米市長会議が、次の大統領選候補者に対し、「大統領に選出された場合は TPNW への反対方針を撤回し、同条約の人道的価値と目標に賛同」するよう要請する決議を採択した。このような TPNW 支持の波は、ワシントン D.C.、パリといった核保有国の首都にまで及んでおり、今後もさらなる広がりが予想される。

また、銀行などの金融機関に対し、核兵器製造企業への投融資を控えるよう求めるキャンペーン活動が国際 NGO によって展開されているが、この動きも TPNW 採択以降、拡大しているとみられる。オランダの NGO「PAX」によると、核兵器関連企業に投融資する金融機関の数は TPNW 採択前の 369 から 325 へと減少しており、抑制効果がみられると PAXは評価している。また、この動きは欧州が中心であったが、2018 年 11 月、りそなホールデ

ィングスが「社会的責任投融資に向けた取り組み」として、「核兵器をはじめとする大量破壊兵器や対人地雷・クラスター弾などの非人道的な兵器の開発・製造・所持に関与する企業への融資は行わない」方針を発表した。さらに、2019年7月には、九州フィナンシャルグループが「非人道的な兵器の開発・製造の関与先や、規制・制裁対象先」への投融資を行わないとの決定を含む新たな指針を発表した。地方発のイニシアティブとして極めて意義深い動きであり、他の地域の金融機関にも今後波及していくことが期待される。

今後の動きとして、「軍縮・不拡散教育」の重要性がまず挙げられる。その実施においては、被爆地広島・長崎の果たせる役割が極めて大きい。日本を含む「核の傘」の国々においては、スイスやスウェーデンのように条約参加のメリット・デメリットについて国内で包括的な検討を始めるべきであろう。

# 4. 米戦略が引き起こす新たな核軍備競争(梅林宏道)

トランプ政権以降の米国の核戦略とその影響について、梅林宏道がまとめた。

2019年7月、米国務省で開催された「核軍縮のための環境創り(CEND)ワーキンググループ(CEWG)」が開催され、5大核保有国はもちろん、インド、パキスタン、イスラエルといった NPT 外の核保有国、日本、韓国、ドイツ、カナダ等の米国同盟国、さらにはオーストリアや新アジェンダ連合国など約40か国が参加した。しかし、昨年の国連総会第1委員会では「核軍縮のための条件創り(CCND)」と呼ばれる構想を発表し、その中で、TPNWを強く批判していた。CCNDをCENDと名前を変えることで、真の外交的対話の場にしようとしているのかもしれないが、すくなくともトランプ政権発足後の核政策とはあまりにもかけ離れている。

トランプ政権の安全保障政策は、2017 年 12 月の「国家安全保障戦略」によって系統的に表明された。それはまさに「アメリカ第一主義」で、「力によって平和を守る」と述べている。トランプ戦略のキーワードである「競争優位 (competitive advantage)」を目指す戦略、すなわち「競争に勝つ戦略」が打ち出されたのである。2018 年 1 月の「国防戦略」では、ロシアと中国の軍事力に対する優位性が失われていると主張し、国際的な軍拡競争を引き起こすのが必然となるものであった。2018 年 2 月に発表された「核態勢の見直し」でも、「競争に勝つ」戦略が太い柱となった。ここでもロシアと中国を名指しして、その優位性を主張し、そのギャップを埋めるために低威力の弾頭や海洋発射の中距離巡航ミサイルの開発を打ち出した。また、戦術核爆弾を搭載する核・非核両用任務を持った航空機の拡大を打ち出した。その結果、新型核兵器を開発しないという冷戦後の米政策がすてられてしまった。これに対し、ロシアは 2018 年 3 月の年次教書演説で、米国の暴挙(対弾道ミサイル(ABM)制限条約の一方的な破棄)を指弾したうえで、新しい大型大陸間弾道ミサイル (ICBM) サルマートが米国の弾道ミサイル防衛 (BMD)を無能化することを誇り、原子力推進で無限の航続距離を持つ核巡航ミサイルなど、新しい概念の兵器を次々と披露した。中国は、今も

抑制的な核政策をとっているといえるが、米国の BMD に打ち勝つことを目指した核兵器 近代化に取り組んできた。既存の ICBM・DM5 の多弾頭化、開発中の新型 ICBM・DF41 も 多弾頭化することによって BMD 網に打ち勝つことを目指している。また、道路移動型 ICBM を増やし、潜水艦発射弾道ミサイルの開発を進めてきた。

トランプ政権が始まってわずか 3 年にして、INF 全廃条約の破棄や新戦略兵器削減条約 (新 START) 延長を巡る米ロ関係の悪化をもたらし、さらにはイラン核合意からの一方的 離脱を行った。これらが作り出した悪環境が 10 年後の世界をもたらすリスクを私たちは真剣に考えなければならない。CEWG の議論が機能するのであれば、現在のトランプ政権の「競争に勝つ」戦略は、「核軍縮を導く環境の創出」と真逆の役割を果たすものであると結論付けられるはずである。

# 5. 核兵器の近代化計画とその危険性 (冨塚明)

米国をはじめとする、核保有国が核兵器の「近代化計画」を進めており、その実態と危険性について、富塚明がまとめた。

現在、核保有国は核弾頭・ミサイルや航空機などの運搬システム・核兵器製造施設を改良 /開発する「核兵器近代化計画」を進めている。それらは単に改良、老朽化への対応だけに とどまらず、戦略変更による新型兵器の開発(戦略的近代化)も含まれる。米ロ以外の核保 有国でも、中国では多弾頭化や潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)の開発、フランスは核弾 頭数を維持しつつ近代化、英国は唯一の核戦力である戦略原潜システムの更新、パキスタ ン・インドはともに陸海空における運搬システム構築の中期段階でインドは ICBM や多弾 頭化の開発にも着手している。

米国では、この 10 年間(2019~28 会計年度)に 4,940 億ドルもの投入を計画しており、今後 30 年間では 1.7 兆ドルもの費用が推定されている。現在の計画が完了すれば、2080 年まで核抑止が保証されるとしている。まず 12 種類の単一設計の核弾頭を、5 種類の新設計の弾頭に統合する計画である。これらの開発に未臨界核実験が不可欠である。また、弾頭だけではなく、核戦略を支えるシステムの近代化にも取り組む。ICBM ミニットマン III の運用年数を 2030 年までに延長した近代化改修は 2015 年に完了し、今後は 2080 年代までの運用を可能とする改修を計画している。SLBM については、電子機器等の主要部分を近代化して運用年数を 2042 年まで延長、オハイオ級に代わるコロンビア級戦略原潜 12 隻を計画中で建造開始が 2021 年、80 年代まで運用する。巡航ミサイルは 60 年代まで、戦略爆撃機 B-52H は 2050 年代まで運用を続ける予定だ。一方で、高ステルス長距離爆撃機 B-21 の開発が進められている。

ロシアは、米国と同様システムの刷新を進めており、SS-25、SS-19を新型「ヤールス」に置き換えている。大型 ICBM である SS-18 も「サルマート」で置き換える計画であり、現在の「近代化率」は 50%を超えた程度である。SS-19 の発射システムを利用した極超音速

滑空弾「アバンガルド」の開発も続けられている。新型のボレイ型戦略原潜が3隻就役し、現在もボレイ II 型原潜5隻が建造中、旧式のデルタ式原潜を置き換える予定だ。ロシアはボレイ型原潜をさらに6隻建造し、米国の様に常時12隻体制での運用を図っている。そうなれば、搭載する SLBM もすべて新型の「ブラバ」のみとなる。戦略爆撃機は Tu-95MS、Tu-160を合わせて60機運用しており、その運用延長を図るとともに、次世代型長距離爆撃機 PAK DA の開発に着手している。さらにステルス性の高い長距離巡航ミサイル kh-102の配備が開始されたとみられている。ロシアは米国と異なり、多種の非戦略核兵器を保有しており、その運搬手段についても置き換えによる近代化が進められている。

米国の INF 全廃条約離脱で米ロの陸上型中距離戦力の開発・配備へと大きな舵が取られることになった。ロシアが先行した極超音速滑空弾だが、米国も中国も開発を進めている。 お互いの不信感が増大される中、かつての冷戦時代の核軍拡競争の再燃が懸念される。

# 6. 北朝鮮非核化の現状と課題 (太田昌克)

急展開する北朝鮮の非核化について、最新情勢を踏まえつつ今後の課題について太田昌克がまとめた。

2019 年 6 月 30 日に劇的な第 3 回米朝首脳会談が開催された。いかにもトランプ大統領 らしい外交だったが、過去の 2 回の米朝会談の問題点をまず考察する。2018 年 6 月 12 日 のシンガポール米朝首脳会談における合意は「シンガポール共同声明」として文章化された。比較的短期間の準備作業を経て交わした初の首脳間合意文書にしては重要な論点が明快かつ簡潔に押さえられており、「落第点」が付けられるような内容では決してない。特に北朝鮮の核放棄と朝鮮半島の恒久的平和メカニズムという二つの「エンドステート(end state=物事が解決した暁にもたらされる常態)」を示していること、さらにそれを首脳レベルで明示的に確認したことには大きな意味があり、本来ならこれを交渉の基本線にした実務協議がその後、進展してしかるべきだった。しかし、現実はそうならなかった。ハノイの再会談までに8カ月以上の歳月を要しただけでなく、シンガポールとハノイの "幕間"において米朝間の実務交渉はほとんど何も煮詰まることはなかった。特に「非核化の定義」も満足に固められないまま、2回目の首脳会談に突入しようとしていたのが、ハノイ会談の実態だった。

この一連の経緯から看取できる特質は二つある。まず「非核化の定義」を巡り、北朝鮮側において、その有権的な解釈を示すことができる人物が独裁者である金正恩その人しかいないという、北朝鮮の冷厳なる統治原理だ。もう一つの特質は、上記で指摘した北朝鮮の特殊性、さらに歴代米大統領の中でもその独善的な政策決定手法が突出しているトランプの異質性とも関連してくるが、こうしたユニークな米朝トップが初めて合意に至ったシンガポール共同声明が内包する特有の性格である。つまり北朝鮮の「頂上独裁」とも呼べる政策決定過程の性格を考え合わせると、共同声明の表現はあまりに簡潔かつ抽象的にすぎた。言

うなれば、トランプ本人を中心に「成功」が喧伝されたシンガポールでの米朝合意は大きな将来的方向性は示したものの、実務者、特に北朝鮮の担当者がさらなる交渉を進展させるには大ざっぱにすぎ、外交のモメンタムを維持するには不十分で、目に見える果実を確実に獲得することが非常に困難な「つかみどころのないエンドステート("elusive end state")」だったと性格付けけられよう。

今この時点においても、北朝鮮はプルトニウムや濃縮ウランの生産を続けている可能性が高く、米朝協議が足踏みすればするほど、核の脅威は増大し続け、朝鮮半島の非核化というエンドステートの成就は遠のくばかりだ。そこで、肝要なポイントは、確かなエンドステートを米朝首脳間でまず具体化した上で、米朝間の信頼醸成を優先させる具体的な行動に着手することだ。そして、仮に約束事を一方が破った場合は、他の関係国とともに懲罰を確実に加えるメカニズムを担保することだ。

# 7. イラン核合意 (JCPOA) 米離脱後の課題: 最悪の事態は避けられるか (鈴木達治郎)

緊迫感を増すイラン核合意をめぐる米・イランの対立と今後の対応について、鈴木達治郎がまとめた。

まずイランの核疑惑を考えるうえで、イランの核開発の歴史と欧米諸国の関係を理解しておく必要がある。イランの核開発は米国の元で始められ、欧州(特にドイツとフランス)が積極的に原子力協力を進めた。しかし、1979年のイラン革命により、欧米からの原子力協力が破棄され、燃料供給契約も破棄された。その結果、イランは独自に原子力開発を進めることを決意したのである。

イランの核疑惑は 2002 年に秘密のウラン濃縮施設計画が発覚したことから始まった。国際原子力機関(IAEA)による「保障措置協定違反」決定に基づき、国連安全保障理事会の制裁決議が相次いだものの、その間イランもウラン濃縮活動を継続した。2006 年からイランといわゆる P5+1 (五大核保有国とドイツ)の交渉がはじまった。2013 年、イランに穏健派大統領が誕生し、2 期目を迎えたオバマ大統領との間で、交渉が進み、2015 年 7 月に画期的な合意文書「共同包括行動計画(JCPOA)」が発表された。この JCPOA はイランの権利を認めつつ、核兵器の開発を事実上制限する画期的な内容となった。JCPOA の意義としては、1)軍事手段を使わずに外交的手段で関係国が合意したこと、2)原子力平和利用の権利を侵さずに、IAEA で求められている保障措置よりも厳しい査察・監視制度、燃料サイクル活動の制限に合意したこと、3)イランが核兵器保有取得までの期間(ブレークスルー期間)を 12 か月以上とすることができる、4)国連安保理決議の承認を得て、国際法上の拘束力を持つこと。制裁緩和を明確にした一方、「スナップバック」方式採用で制裁回復も可能としたこと、の 4 点があげられる。

しかし、2017年に米国にトランプ政権が発足して、事態は大きく変化する。2018年5月の米国の一方的な核合意離脱と1年後のイランの対抗措置と、その後の対立の顕在化は、

単に2国間のみならず、欧州・中東を巻き込む「瀬戸際外交」の掛け合いとなっている。特に7月になってからは、イランが核合意を超える活動を宣言したことから、米国も軍事活動も辞さずの強硬路線を堅持して、対立が悪化している。核合意を維持すべく努力してきた欧州も、経済制裁を選ぶか、イランとの核合意を守るかの厳しい選択を迫られている。

はたして、この状況を打開する妙案はあるのか。このままだとイラン核合意を救う可能性は日々少なくなっていると認識しなければいけない。7月に開催されたパグウォッシュ会議の会合で示された提言は貴重な示唆に富む。これらの提言を踏まえて、米政権にも近くイランと友好関係にある日本政府は、この重要な核合意を守るべく、最善の外交努力を試みることが求められている。冷静な状況分析に基づく外交を続ければ、イランの核合意はまだ救うことができる。イランの行動は、まだ「可逆的」で、合意に戻れる範囲にとどまっており、核のリスクもそれほど高まってはいない。いたずらに危機をあおるのではなく、冷静な対話による問題解決に全力を尽くすべきだ。そうすれば、最悪のシナリオである軍事対立の可能性も減少させることもでき、また最終的な解決の道も見えてくるだろう。

# 8. 「賢人会議京都アピール」その骨子と今後の展望 (朝長万左男)

核兵器国と非核保有国の橋渡しを狙って日本政府が設置した、「実質的な核軍縮のための 賢人会議」の提言について、賢人会議のメンバーである朝長万左男がまとめた。

第3回長崎会議(2018年11月)、第4回京都会議(2019年3月)の議論をもとに、2019年4月16日、提言書「京都アピール」が河野太郎外務大臣に提出された。そこには13項目にわたる提言が書かれているが、その意図は以下の通りである。

賢人会議の総意として、現在核軍縮の機運が停滞していることに加え、これまで長年維持されてきた、核軍縮にかかる重要な 2 国間および多国間条約が廃棄または延長の危機に瀕している状況を憂慮し、主要核兵器国 (P5) に対して、その核兵器政策・ドクトリンに関する改善要求をまとめたのが、今回の最も大きなポイントである。これまで実質的な核弾頭の削減を推し進めてきた米ロ間の INF 全廃条約を両国が破棄する方向であることが、最も深刻である。

次に憂慮されるのは技術革新がもたらす核兵器の近代化、通常兵器の威力の増強、AI テクノロジーの導入、サイバー攻撃の進化、などによって核抑止政策が変貌し、使いやすい核兵器の開発が進むなど、核兵器を巡る情勢は危機的状況にある。このような状況は核軍縮の進展とは逆の方向に向かいつつあると言わざるを得ない。全ての核兵器国がこのような方向を向いており、核兵器の近代化を進めつつあることを、賢人会議は深刻にとらえている。

2017 年に採択された TPNW についても言及しており、条約を巡って異なる意見が存在する中においても、全ての NPT 締約国が核軍縮に関与する必要性に言及されていることは重要なポイントである。 TPNW の内容とも共通する多くの核軍縮に関する課題を賢人会議はあげており、共通テーマとして議論していくことが信頼醸成を高めると考えている。

これからの課題は、このような骨子を如何にして具体化していくのかである。それは賢人会議を設置した日本政府の今後の責任ある対応ともいえる。7月22~23日に東京で開催された第5回会議で日本政府は、核兵器国側と非核兵器国側および市民社会も参加するトラック1.5会議の開催の構想を固めつつあることを表明した。いよいよ「実質的核軍縮の進展」を実現するための「対話と信頼醸成」を目指す国際会議が日本のイニシアティブで開催されることが確実になってきた。

# 特別インタビュー

# 2020 年核不拡散条約 (NPT) 再検討会議第 3 回準備委員会議長 サイード・モハマッド・ハスリン・サイード・ハッサン

(Syed Mohamad Hasrin Syed Hussin)大使

聞き手:広瀬 訓、山口 響



サイード大使(撮影: RECNA。2019年7月11日)

2020 年核不拡散条約(NPT)再検討会議第3回準備委員会議長を務め、再検討会議本番では核軍縮を扱う主要委員会 I の議長に選任されているマレーシアのサイード国連大使が2019 年7月11日、長崎を訪れた。サイード大使にとっては初めての日本訪問であり、慰霊碑への献花や原爆資料館への訪問、被爆者との面談等のスケジュールの合間に、長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)スタッフによるインタビューや学生との対話にも時間を割いてくれた。被爆者の山脇佳朗氏との面談では、山脇氏の話に「とても悲しく、心を動かされた」と同時に「静かな語り口の中に、とても力強いものを感じた」と感想を述べ、そのような被爆者の力強さが長崎の復興を支えたのではないかと、原爆の悲惨さから立ち直った長崎の現在に強い感銘を受けた様子であった。以下はインタビューの抜粋と印象である。

ー 早速ですが、2020 年 NPT 再検討会議第 3 回準備委員会議長の大任を終えられて、感想をお聞かせください。

大使 各国とも NPT の重要性をしっかり認識しており、その履行についてどの国も真剣に 取り組んでいることが確認できたと思います。この各国の真剣な態度は、2020 年の再 検討会議に期待を抱かせるものだと思います。また、第3回準備委員会は、再検討会議への勧告を含む最終文書の採択にこそ失敗しましたが、手続き事項に関しては合意が成立しており、議長候補も決定しました。これでスムーズに準備作業を始めることが可能となり、また、手続き事項に時間を費やすことなく、再検討会議は冒頭から実質事項の審議が可能になりました。これは大きな成果だと思います。

- 一 最終文書案については、最初に示された案よりも、改訂版の方が、特に核軍縮についてより踏み込んだ内容となっており、それがかえって核兵器国を中心に一部の国々の反発を呼ぶ結果になってしまいましたが?
- 大使 私自身は、合意を成立させるためには、詳細な記述は避け、簡潔に一般的な記述を中心に最終文書案を作成しようとしていました。その方が細部の具体的な問題をめぐっての意見の対立を避けられるからです。しかし、その方針で作成した議長案に対し、多くのコメントが出されました。私は議長として、各国から出されたコメントを無視するわけにはいきませんでした。それらのコメントを反映して改訂版を作成しました。不拡散と原子力の平和利用の二分野に関しては、修正を求めるコメントはわずかでしたので、ほとんど手を入れませんでした。
- 一 つまり、当初の議長案に対し、核軍縮についての記述をもっと増やすべきだとのコメントが多く寄せられたということですか?
- 大使 そういうことです。私は議長として、各国からの要望に忠実に答える責任がありました。その結果として改訂版が作成されたわけです。たしかに改訂版については反発する国々もあり、採択はできませんでした。しかし、改訂版をめぐる意見の相違は解決不可能なものだったとは思いません。もっと時間をかけて、じっくりと協議し、さらに文書を改訂してゆけば、合意することは可能だっただろうと考えています。結局のところ、時間が足りなかったことが採択の失敗につながったわけで、合意へ向けての各国の建設的で真摯な姿勢を見る限り、十分に議論する時間があれば、合意できたのではないかと思います。準備委員会では採択できませんでしたが、最終文書案はワーキングペーパーとして提出されたので、再検討会議での議論の際に有効に使うことができると思います。

【ミニ解説】自分が議長を務めた第3回準備委員会を振り返り、サイード大使は概ね満足できる結果であったと、最終文書の採択こそ失敗したものの、全体としては誠実で建設的な議論が展開されたと評価した。議長としては各国から出された意見をできる限り尊重する責任上、核軍縮を強調する改訂になったのはやむを得なかったとしながら

も、サイード大使自身は、もう少し時間に余裕があれば、十分な協議を経て、核軍縮をめぐる意見の対立は解消可能だったという認識を示した。正直に言えば、この点は会議を傍聴していた私としては、核軍縮に関し踏み込んだ要求を盛り込もうとした非同盟諸国と、それに反対する核兵器国およびその同盟国との間のギャップがそれほど容易に埋められるものであったようには見えなかった。また。サイード大使からは、準備委員会におけるコンセンサスの失敗はただちに再検討会議の失敗にはつながらないとして、最終文書の採択失敗自体にはあまりこだわっていないような発言もあった。本心としては、むしろ曖昧なコンセンサスから再検討会議を始めるよりも、特に核軍縮に関する立場の違いを明確にしたうえで、そこから再検討会議をスタートさせる方が良いという判断があったのではないかという印象も受けた。

# 一 来年の再検討会議についてはどのような見通しをお持ちですか?

大使 NPT の再検討会議には、独特のダイナミズムが働きます。それまでの準備委員会の流れや、NPT をめぐる議論がそのまま反映されるとは必ずしも限りません。実際に過去の再検討会議を振り返ってみても、準備委員会ではまったく合意が成立しなかったにもかかわらず、再検討会議では最終文書の採択には成功したこともあります。準備委員会の結果からだけでは、再検討会議の行方を推測することはできません。準備委員会で勧告案を採択できなかったからといって、再検討会議が決裂するとは限らないのです。再検討会議は、再検討会議独自の力学で動きます。ですから、私は再検討会議の行方を悲観してはいません。もちろん難しい交渉が続くでしょうが、準備委員会を通して、各国が見せた NPT に対する真摯な姿勢を見る限り、再検討会議でも会議の成功へ向けて真剣な議論が展開されるであろうと信じています。NPT の履行、特に核軍縮の実施の停滞について不満を持っている国はたくさんありますが、だからといって NPT の重要性を否定する国は皆無です。どの国も NPT が重要だと考えている点では一致しています。重要なのは、各国が NPT とその再検討会議を成功させようとする強い政治的な意思を持つことです。各国が強い政治的な意思をもって会議に臨んでくれることを期待しています。

【ミニ解説】サイード大使は、再検討会議はユニークな国際会議で、独自のダイナミズムが作用し、また、NPT 自体の重要性はすべての参加国が認識しているとして、具体的で前向きな合意の成立が期待できると、楽観的な見方を示した。主要委員会 I の議長としては、再検討会議を前にして悲観的な見方を示すわけにはいかないであろう。その一方で、議長の責任は重いとしながらも、最終的に会議の行方を決めるのは各国の政治的な意思であるとの考えも示した。各国の協力に大きく期待する姿勢を示し、NPT の重要性を再認識して歩み寄る形で妥協が成立する余地を見出そうとしていることをう

かがわせた。

- 一 再検討議開催へむけて、具体的な障害になりそうな、中東非大量破壊兵器地帯の設置や INF 全廃条約の破棄についてはどのようにお考えですか?
- 大使 再検討会議はあくまでも NPT の履行状況を再検討するための会議です。しかし、再 検討会議を成功させるために大きな障害となる問題を NPT の枠外で解決することはと ても重要です。INF の問題や中東非大量破壊兵器地帯の設置を、NPT 再検討会議で解 決することは困難です。それらの問題は、再検討会議に大きな影響を与える問題です。 来年の再検討会議までに、進展が見られることを強く望んでいます。

【ミニ解説】たしかにイスラエルの参加していない NPT の枠組みで中東非大量破壊兵器地帯について議論するのは限界があるだろうし、INF をめぐる具体的な交渉は当事国にゆだねざるを得ない。実際に 2019 年 11 月に予定されている中東非大量破壊兵器地帯設置に関する初めての国際会議は国連総会によって招集されるものであり、NPTの会議ではない。2015 年の再検討会議が中東非大量破壊兵器地帯の設置に関する意見の対立が直接の原因となって決裂したことを考えれば、11 月に予定されている国際会議の結果が 2020 年の NPT 再検討会議の行方を大きく左右する可能性は高い。それにもかかわらず、その部分に関しては NPT 再検討会議の議長団が直接関与できないというもどかしさはあるのだろう。大使からは、自分たち議長団が関与できない問題が再検討会議の成功に大きな影を投げかけている状況に対する一種の無力感をも漂っていたように感じられた。

今回のインタビューを通して、サイード大使が準備委員会の議長および再検討会議主要委員会 I の議長として、希望をもって最善を尽くそうとする熱意と、最終的には各国が NPT の重要性に鑑みて歩み寄りを見せるであろうとの期待を感じることはできた。しかし、結局のところ、やはり NPT 再検討会議は国家間の会議であり、その結果は各国の政府の意思にゆだねられているという現実の中で、言葉の端々に議長としてできることには限界があるというもどかしさを同時ににじませるものであった。

(聞き手:広瀬 訓、山口 響/【ミニ解説】の文責は広瀬)

# NPT 再検討会議準備委員会の評価と再検討会議への展望 広瀬 訓

# 1. はじめに

2020年の核不拡散条約 (NPT) 再検討会議は、広島・長崎への原爆投下から 75年、NPT の発効から 50年、そして NPT の無期限延長決定から 25年という、様々な意味で節目の年に開催される。また、核兵器禁止条約 (TPNW) の採択後、初めて開催される再検討会議でもある。サイード大使も述べているように、NPT の再検討会議は本来、5年に一度 NPT の履行状況を確認し、さらに次の 5年間に必要な措置を協議するための会議である。しかし、実際には、特にジュネーブ軍縮会議が 20年以上にわたり実質的に機能していない状況の下で、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮等ごく一部の国を除いたほとんどすべての国が参加し、核軍縮・不拡散について定期的に協議する重要な場として、その役割は、NPT を超えて、世界規模での核軍縮、不拡散および原子力の平和利用について協議する機会であると広く認識されている。

NPTの再検討会議では、これまでも「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」、核軍縮へ向けての「13の実際的措置」、核軍縮・不拡散体制の強化のための「行動計画」など、重要な文書が全会一致で採択されている。しかし、現実にそれらの文章に謳われている項目、特に核軍縮に関する合意がどれほど達成されているかについては、疑問が残る。また、中東非大量破壊兵器地帯の設置や核兵器の人道的な側面に関する検討のように、再検討会議で重視されながら、実際にはNPTの枠外で協議や交渉が進められてきた項目もある。そのような観点からは、NPTの再検討会議は、最終文書の採択の可否だけでなく、その内容、実現性および核軍縮・不拡散一般に与える影響まで視野に入れて評価されるべきである。

2017 年から 2019 年にかけて開催された 2020 年再検討会議へ向けての 3 回の準備委員会の成果は芳しいものではなく、結局再検討会議へ向けての勧告を採択することはできなかった。それでも第 3 回準備委員会議長のサイード大使は、各国の NPT の履行に対する真剣な姿勢と、再検討会議議長の選任を含む手続き事項に合意できたことは、2015 年の再検討会議に比べても明るい材料であるとして、厳しい中にも楽観的な見通しを示したが<sup>2</sup>、果たして 2020 年の NPT 再検討会議にどのような成果が期待できるのか、主に第 3 回準備委員会の経過および現状から考えてみたい。

<sup>2</sup> サイード大使の感想については、前章を参照。

1995 年以降の NPT 再検討会議の主な成果

会 期	成果	現状
1995 年	無期限延長	無期限延長および再検討
再検討延長会議	再検討プロセスの強化	プロセスの強化を実施。
	中東非大量破壞兵器地帯設置	他は基本的にほとんど進
	核軍縮・不拡散に関する原則と目	展なし
	標	
2000 年再検討会議	核軍縮のための 13 の実際的措置	進展は限定的
2005年再検討会議	最終文書不採択	
2010年再検討会議	核軍縮・不拡散のための行動計画	行動計画の実施は限定
	核兵器使用の人道的側面への言及	的。核兵器の人道性に関
		する国際会議の開催につ
		ながった。
2015 年再検討会議	最終文書不採択	核保有国の軍縮の遅さへ
		の不満が高まったことも
		あり、2017年に核兵器禁
		止条約の採択に。

# 2. 核軍縮

# 1) 核兵器禁止条約の影響

核軍縮は、NPT 再検討プロセスにおいて、最も各国間で意見の対立が激しい分野である。 2020 年の再検討会議においても、核軍縮の履行状況をめぐっては、激しい論戦が展開されることが予想される。その中でも 2015 年に比べて大きく変化したのは核兵器禁止条約 (TPNW) の採択である。2020 年の再検討会議までに TPNW が発効するかどうかは微妙であるが、核兵器を全面的に禁止する条約がすでに存在しているという事実は無視できない。しかし、TPNW 採択後の第 2 回、第 3 回の準備委員会においては、TPNW をめぐっての本格的な議論は展開されていない。むしろ TPNW 推進派、反対派ともに TPNW をめぐる対立が NPT の再検討プロセスを阻害するような事態を回避するために、議論を抑制しているかのような印象がある³。その反面、核兵器の人道的な側面に関する議論は、TPNW の採択により一段落したかのようで、以前に比べるとトーンダウンしているような印象もあり、人道性に関する共同声明も第 2 回、第 3 回の準備委員会では提出されなかった。再検討会議で TPNW 推進派の国々が TPNW への参加を強く迫るような動きを見せれば、核兵

\_

<sup>\*\* &</sup>lt;a href="https://2018nptblogrecna.wordpress.com/author/2018nptblogrecna/">https://2018nptblogrecna/</a> および https://recnanpt2019.wordpress.com/ 参照

器国を中心とする反対派の国々は強く反発するであろう。そのような観点から、「TPNW は NPT、特に第6条を補完するもの」という立場をとる推進派の国々は、TPNW をめぐる亀 裂による再検討会議の失敗という事態を避けるために、準備委員会と同様、再検討会議でも TPNW への参加を強く迫るような動きを抑制する可能性があろう。その場合、核軍縮をめぐる議論が、人道アプローチ以前の一般的な議論に戻ることになりかねず、具体性に欠けることにならないか懸念される。

また、米国は核軍縮を促進するための環境づくりを強調する提案を行っており<sup>4</sup>、その具体的な動きに注目が集まっている。これが本当に核軍縮を進めるための具体的なステップにつながるものなのか、あるいは核軍縮の停滞を正当化するための言い訳に過ぎないのか、評価は分かれているが<sup>5</sup>、この米国の動きが 2020 年の再検討会議にどのような影響を与えることになるかは、未知数である。

# 2) INF 全廃条約破棄の影響

米ロ間の中距離核戦力 (INF) 全廃条約の破棄が確実になる中、これが米ロ間での核軍拡競争の再開につながるのではないかという危惧は強い<sup>6</sup>。この問題をめぐっては、非同盟諸国のみならず、北大西洋条約機構 (NATO) 諸国や日本のような米国の同盟国からも懸念が示されている。また、米ロ間ではその原因について相互に相手国による条約違反を非難する応酬が繰り返されている。さらに INF 全廃条約の枠外で中距離核戦力を充実させてきた中国は、米ロ中の3カ国による新しい INF 枠組みの作成という提案に対して強く反発しており、自国の中距離核戦力の保有の正当性を主張している。このように今後の核軍縮の方向性をめぐり、核兵器国とその同盟国、そして核兵器国間でも意見の対立が顕在化しており、核軍縮に関する議論がさらに複雑化し、意見の集約が難しくなることが危惧される。

# 3) 「透明性」のジレンマ

核兵器をめぐる実情と核軍縮に関し、情報公開と透明性の確保は重要であり、特に日本はこの点を強く主張してきた。しかし、具体的に「透明性」が何を意味するのかについて、日本を含め多くの国は、核兵器の数、種類、配備状況等および軍縮に関する具体的な数値の公表を求めてきた。このような提案に対し、中国は、それは本当の意味の「透明性」ではないとして、否定する見解を主張している。中国の主張は、他国に対しての脅威を削減する「透明性」とは、具体的に核兵器の数を公表することではなく、他国に対して核兵器を向けないという「意図」を公表することであり、核兵器の使用に関する方針、政策、戦略において曖昧さを維持している他の核兵器国を批判している。中国の主張は一定の説得力を持つものであり、再検討会議では、核兵器の具体的な数、種類、制限の数値目標といった「ハード面」だけでなく、ドクトリン、運用、戦略といった「ソフト面」での情報公開と透明性が議論さ

ittps://techanpt2017.worupress.com/page/1

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom19/documents/WP43.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> https://recnanpt2019.wordpress.com/page/1/

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> INF 問題に関する RECNA の見解は http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/eyes/no16 参照

れることが予想される。しかし、ハード面での情報公開を一貫して拒否している中国と、核 兵器の使用に関する「曖昧さ」を抑止力の重要な一部と位置付けている他の核兵器国との間 のギャップは大きく、この問題については核兵器国間での意見の対立が予想されるだけで なく、対立を回避するために、核兵器に関する透明性の議論そのものが先送りされるような 事態も十分予想される。

このように核軍縮に関する議論は依然として多くの難問を抱えており、2015 年の再検討会議に比べてもより事態が複雑になっており、果たして一致点を見出すことができるかどうか、情勢は極めて厳しいと言わなければならない。

# 3. 核不拡散

# 1) 核シェア問題の再燃

核兵器の不拡散に関する議論は、北朝鮮という例外を除けば、NPTの枠内では新しい核兵器保有国が出現しなかったこともあり、従来基本的には現行の体制の維持、強化という方向で各国の主張を集約することが可能であった。しかし、準備委員会において、米国の核シェアリングをめぐり、従来とはやや異なる議論が始まっている。米国による北大西洋条約機構(NATO)諸国への核兵器の配備は NPTの成立以前から実施されており、NPTの作成交渉においては条約違反には該当しない旨は確認されているとの主張を米国および NATO諸国は一貫して行ってきたのに対し、非同盟諸国の一部からは毎回のように批判がなされてきた。そこへ、ロシアと中国も、昨今の安全保障をめぐる緊張を背景に、米国の核シェアリングに対して不拡散義務違反だとの主張を強めてきている。もちろんこれに対し、米国は旧ソ連時代にロシアが米国の核シェアリングは NPT 違反ではないと認めてきた経緯をもとに反論しているが、この問題をめぐって核兵器国間での意見の対立が明確になってきたことは、核不拡散をめぐる議論においても、議論が複雑化する可能性が大きくなる兆候と言えるだろう。

# 2) 追加議定書

核不拡散体制の中核となっているのは、非核兵器国に課せられている国際原子力機関(IAEA)による保障措置の実施であるが、特にイラクおよび北朝鮮による秘密裏の核開発を阻止できなかった反省から、保障措置の強化を図るための追加議定書の普及が進められてきた。この追加議定書に関し、核兵器国および西側先進国は従来からすべての非核兵器国による批准を呼び掛けてきた。それに対し、非同盟の一部からは、一方的に追加の義務を課すものであり、批准は各国の判断に委ねるべきであるとの反論もある。しかし、現実には非核兵器国による批准も増え、現在では追加議定書に対して慎重な態度を維持している国はむしろ少数派となっている。そのような状況を背景に、非同盟諸国の間からも、すべての非核兵器国が追加議定書を受け入れるべきであるとの指摘も出されるようになり、この問題をめぐっては非同盟諸国の足並みの乱れが顕在してきている。

# 3) 中東非大量破壊兵器地帯とイラン

2015 年の再検討会議での最終文書の採択の失敗は、中東非大量破壊兵器地帯をめぐる意 見の対立であった。中東非大量破壊兵器地帯の設置をめぐって、2015年以降も実質的な進 展があったわけではなく、このまま 2020 年を迎えるようなことがあれば、2015 年と同様、 この問題で再検討会議の決裂が繰り返されるのではないかという危惧は強い。しかし、この 問題をめぐっては、非同盟諸国の主導で、今年の 11 月に中東非大量破壊兵器設置に関する 国際会議を開催することが国連総会で可決されるという新しい展開が起こった。果たして 国連決議通りに会議が開催されるのか、また、国際会議が開催されたとしても、そこで非大 量破壊兵器地帯設置へ向けて具体的な進展が見られるのか、楽観できる状況ではない。すで に第 3 回準備委員会において、米国は明確に会議の開催に反対を表明しており、仮にこの まま会議が開催されたとしても、米国とイスラエルは参加しないという立場を明らかにし ている。 中東非大量破壊兵器地帯をめぐっては、 これを強く推進している中東諸国の間でも、 中東で唯一の核兵器保有国であるイスラエルの参加を前提条件としている国々と、とりあ えず中東非大量破壊兵器設置を先行させるという選択肢を排除していない国々との間で温 度差があり、もし今年国際会議が開催された場合、中東諸国間での見解の相違が顕在化する 危惧もあり、いずれにしてもこの問題が 2020 再検討会議で最大の難関になるであろうこと は容易に想像できる。

また、この問題と密接に関係する問題としては、イランの核開発疑惑の問題も極めて重要である。イランの核問題自体は、第7章で取り上げられており、詳細はここでは触れないが、イランの動向を注視しているのは、米国とヨーロッパ諸国だけではない。むしろより切実な潜在的脅威として深刻に受け止めているのは近隣の中東諸国であろう。それらの国々にとっては、中東非大量破壊兵器地帯の設置へ向けて、イランがどのような立場を採るかは重要な問題となる。中東非大量破壊兵器地帯の停滞と「共同包括行動計画」(JCPOA)の停止を理由にイランが強硬路線を選ぶようなことになれば、中東情勢は一気に不安定化する懸念があり、それが NPT 体制を根底から動揺されるような事態に発展しないという保証はない。

## 4. 原子力の平和利用

# 1) 安全性と核セキュリティ

NPT 三本柱の一つである原子力の平和利用については、根本的な意見の対立はなく、とりあえず 2020 年においても大きな波乱が発生することは考えにくい。しかし、同時に議論の内容は低調であり、具体性に欠ける理念的な議論が中心になっている。そもそも NPT の再検討プロセスにおいて技術的に詳細な議論を行うことは時間的な制約からも困難であり、仕方がないという側面は否定できない。しかし、原子力の平和利用においては、その安全性と核セキュリティが不可欠であるという主張に誰も異論を唱えないのは当然である。ところが「安全性」と「核セキュリティ」で要求される具体的な内容については、実質的な議論は準備委員会ではほとんど展開されず、おそらく 2020 年の再検討会議でも期待できないで

あろう。福島第一原発事故についてすら、ほとんど言及されなくなっており、観念的に「安全性の確保」が述べられているだけである。参加国の間に大きな対立点がないというのは再検討会議をスムーズに進めるという観点からは望ましいことであろう。しかし、それならば、具体的な議論には踏み込まないままであるにもかかわらず、核軍縮、不拡散と同じ時間と労力が費やされるということは、より効率的な再検討プロセスの運営という観点からも見直しの余地があると言えるのではないだろうか。

# 2) 平和利用への制約

原子力の平和利用について、一部の国々から強い不満が表明されるのは、不拡散の観点か ら実際に平和利用に課せられている制約についてである。NPT の条文上は、IAEA による 保障措置を受けいれることにより、不拡散義務の履行は確認されることになっている。しか し、実際には IAEA による保障措置が不十分であるとの主張も強く、前述したように、それ を強化、補完するための追加議定書も作成されている。また、原子力に関する技術、資材の 提供に関しては、独自に国際的、あるいは各国の方針として追加の規制がかけられているの が普通である。 これら NPT 上課せられている不拡散義務に上乗せされている義務がしばし ば一部の先進工業国によって恣意的に運用されており、平和利用の権利を阻害していると いう反発が一部の国から強く出されている。これに関しては非核兵器国の間でも、不拡散体 制の維持、強化という観点から、ある程度やむを得ないという立場をとる国と、NPT 上の 非核兵器国として不拡散の義務を果たしている限り、平和利用の権利は制限されるべきで はないという国の間で見解の相違が見られる。特に、NPT に参加していないインドやイス ラエルに対し、原子力関連技術や資材が国際的に提供されているにもかかわらず、NPT 上 の義務を履行している非核兵器国に対して、それよりも厳しい制限を課すことは明らかに 不公平であるという強い不満を繰り返し表明する国々があることには留意しなければなら ない。この問題に関しては、追加的な制約の撤廃を強く主張してきたイランが、イラン核合 意をめぐる米国との対立と制裁の再開という切迫した情勢を背景に、さらに強硬な姿勢を とることも懸念される。

## 5. 手続き上の問題

# 1) 再検討プロセスの有効性

再検討プロセスの強化は、1995 年の NPT 無期限延長に併せて合意されたことであったが、それが有効に機能しているかどうかについては、批判も強い。また、準備委員会、再検討会議と会議の開催回数こそ増えたものの、実質的な進展に乏しく、形骸化を懸念する声も聞かれる。そこで、より実効性のある再検討プロセスの在り方を模索しようとする動きも見られる。また、「会議の決裂」という事態を避けるために、最終報告書の採択を優先するような傾向も否定できないだろう。実際に 2010 年の再検討会議の議長を務めたカバクトゥラン大使は、2013 年の準備委員会で、2010 年の最終文書で合意されたはずの事項が実行に移されていないとして、2010 年の再検討会議はとても「成功」とは言えないと厳しい姿勢で

振り返っている<sup>7</sup>。もちろん 2015 年のように最終文書の採択に失敗し、意見の対立を明白にしたまま再検討会議が終わるのは最悪の結果であろう。しかし、次の再検討会議までの 5 年間に具体的に履行すべき内容に乏しい、実効性のない、あるいは玉虫色の最終文書しか採択できないという結果もまた望ましいものではない。どこまで実効性のある、具体的な目標を盛り込んだ最終文書を作成できるか、見通しは厳しいと言わなければならない。

# 2) 二国間問題の持ち込み:議長選任をめぐって

NPT 再検討会議は、外交会議であり、各国の思惑が複雑にぶつかり合う場である。そこ では、核軍縮・不拡散という NPT の目的だけでなく、直接 NPT とは関連が薄い理由によ り思わぬ摩擦や対立が生じることがある。第 3 回準備委員会では、再検討会議の議長の選 任をめぐり、非同盟諸国の足並みが乱れるという一幕があった。これは NPT に直接関係す る問題ではなく、最近急速に関係が悪化している 2 国間の緊張がその背景にあるというの が準備委員会参加国の間で流れた観測であった。この点に関しては、非公開での交渉により 問題の解決が図られたため、具体的な過程は必ずしも明らかではないが、会議の席上でも、 主に米国とイラン、シリア、ベネズエラの代表の間では、議論というよりも、激しい非難、 中傷の応酬があり、議長の選任作業が難航した背景にそれらの国々が二国間で抱えている 問題があるという観測は十分に説得力を持つものであった。2015 年の再検討会議において は、議長の選任作業が遅れたために、結果として議長団が十分な準備を整えたうえで会議に 臨むことができなかったのではないかという声もしばしば聞かれた。その反省の上に、2020 年に向けては、早期に議長の選任作業を進め、2018年の第2回準備委員会ではすでに候補 がほぼ決まっていたはずであった。しかし、それが 2019 年の第 3 回準備委員会で一時棚上 げされるという異常な展開となった<sup>8</sup>。 これは下手をすると再検討会議の運営に深刻な影 響を与えかねない事態であった。 その理由が NPT には直接関係しない 2 国間の軋轢である とするなら、そのような事情を NPT という重要な多国間会議の場に本来持ちだすべきでは ない。しかし、外交の現実として、NPTを2国間の駆け引きの場として利用しようとする 国は当然存在するであろう。そのように 2 国間の問題を背景に、コンセンサスをブロック するような国が現れれば、いわば NPT 再検討会議が2国間交渉の人質になりかねない。準 備委員会を通して、2 国間での激しい応酬が繰り返されてきた状況を見た時、特定の国との 間で妥協を図るよりも、再検討会議を決裂させることで自国の強硬姿勢をアピールするこ とを選ぶ国が現れないとは言えない状況である。NPT に関する意見の対立だけでなく、 NPT とは直接関係しない 2 国間の緊張が再検討会議に持ち込まれることによる決裂の可能

\_

http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom13/statements/22April\_Philippines.pdf 会場での実際の発言は、この原稿よりもかなり踏み込んだ内容であった。

<sup>8</sup> RECNA NPT Blog、短信1 「議長選出の裏で何が起こっているのか」, 2019 年 5 月 7 日。
https://recnanpt2019.wordpress.com/2019/05/07/短信%ef%bc%91 議長選出の裏で何が起こっているのか/

性も大きな懸念材料の一つだと言わなければならない。

# 6. おわりに

サイード大使の楽観的な見通しにもかかわらず、現実には 2020 年の NPT 再検討会議に関する見通しは暗いと言わざるを得ないだろう。特に核軍縮と中東非大量破壊兵器地帯構想をめぐる意見の対立は深刻であり、一致点を見出すことは容易ではない。このままでは再検討会議での決裂は避けられない。しかし、そうなれば再検討会議が 2 回続けて決裂することになり、それが NPT 体制の信頼性に与える影響は大きい。このような観点から、各国がとりあえず最終文書の採択を優先するという方針に収束する可能性はまだ存在する。それでもその場合、各国の妥協を取りつけるために、最終文書の内容は具体性、実効性を欠く理念的なものに終わる可能性が高い。いずれにしてもこのままでは 2020 年の NPT 再検討会議は具体的な成果に乏しいものになる他はない。今後残された時間で各国に根本的な立場の変化を期待することは難しいだろう。そのような厳しい状況の中で、NPT と核兵器禁止条約の両立可能性の追求など、一つでも、二つでも具体的な成果を残すための努力が必要である。

# 採択から2年:核兵器禁止条約(TPNW)の現在とこれから 中村桂子

# 1. TPNW の規範的意義

2017年7月7日の核兵器禁止条約(Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons, TPNW)の採択から2年余りが経過した。条約は、核兵器使用がもたらす圧倒的な非人道性に鑑み、その保有、開発、取得、使用あるいは使用の威嚇等を包括的に禁じた画期的なものである<sup>9</sup>。条約採択には国連加盟国の3分の2近くにあたる122カ国が支持をするも、核兵器保有国とその「核の傘」に依存する同盟国は、一貫してTPNWに否定的、時に攻撃的ともいえる姿勢をとり続けている<sup>10</sup>。

このように核保有国の参加の見通しが極めて厳しいことから、TPNW をめぐってはその実効性にしばしば疑問が呈されてきた。そうした声に対する反論として、条約を推進してきた非核兵器国とそれを支える国際 NGO や専門家からは、主として TPNW の規範面における意義や役割が強調されてきた。条約が核兵器を「国際法違反の非人道兵器」と明確に位置付けることで、その使用や保有を非正当化(delegitimize)し、よって核保有国や「核の傘」国家に対する圧力を高め、核軍縮の促進に繋げていく、というものである。

採択から2年という今の段階で、TPNWにどれほどの規範的効果を含めた実効性があるかを客観的、実証的に論じるのは時期尚早と言えよう。後述するように条約は発効さえ迎えていないからだ。しかしながら、この2年間の動きの中で、核兵器に対する社会の受け止めの変化の「予兆」とも言うべきものが散見されることも事実である。それらは静かに、しかし着実に、私たちの住む「核兵器のある世界」に揺さぶりをかけ始めているように見える。カナダ在住の被爆者、サーロー節子さんが「核兵器の終わりの始まり」と呼んだように、TPNWの採択はそれ自体がゴールではなく、その先の核軍縮機運をいかに醸成していくかという、市民社会の力量を問うものに他ならない。その意味では、これらの「予兆」は、まさに現在進行形の市民の努力のあらわれであり、私たちがその現状を認識し、さらなる前進に向けた示唆を得ることには一定の意味があるだろう。そこで本稿では、TPNW採択以降のさまざまな動きを整理しつつ、今後への課題を探ることを試みたい。

<sup>-</sup>

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> TPNW の条約交渉の経緯や条約の内容、意義については、RECNA Policy Paper No. 6 「核兵器禁止条約採択の意義と課題」(2017 年 8 月) に詳しい。<a href="http://naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp/dspace/bitstream/10069/37700/1/REC-PP-06.pdf">http://naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp/dspace/bitstream/10069/37700/1/REC-PP-06.pdf</a>

 $<sup>^{10}</sup>$  直近の例では、2019 年  $4\sim5$  月にかけてニューヨーク国連本部で開催された 2020 年核不拡散条約 (NPT) 再検討会議第 3 回準備委員会の場で、恒例の P5 (NPT 参加の 5 つの核兵器国) ステートメントを読み上げた中国が「TPNW は NPT と矛盾しており、NPT を損なわせうる」と、P5 の総意として反対の立場をあらためて明言した(「核兵器国を代表した中国によるステートメント」 2019 年 5 月 1 日 http://statements.unmeetings.org/media2/21491982/china-behalfofthep5states-general-debate.pdf)

# 2. 条約の早期発効にむけて

TPNW は 2017 年 9 月 20 日のニューヨークで署名開放された。50 カ国目の批准書寄託後、90 日で発効と定められており、2019 年 7 月末現在、70 カ国が署名、23 カ国が批准を済ませている。核保有国及び「核の傘」国家が署名、批准していないことは既に述べた通りであるが、120 カ国以上の非核兵器国が条約採択や、その後に出された条約推進を謳った国連総会決議を支持してきた経緯に照らせば、議会承認のために往々にして時間のかかる批准はともかくとしても、署名国数についてはやや伸びが鈍いとの印象は拭えない。

地域別に見ると(表 1)、北米(米国、カナダ)は別としても、北大西洋条約機構(NATO)加盟国を多く含む欧州や、不安定な情勢を抱える中東において署名・批准の遅れがとりわけ顕著である(中東で署名・批准を済ませたのはパレスチナのみ)。一方、比較的署名国の広がりがあるのがアジア、大洋州、中南米、アフリカであるが、大洋州や中南米と比較し、アジアとアフリカ諸国における批准の進み具合が遅いように見受けられる。非核兵器国の署名・批准が進まない理由としては、核保有国からの圧力が存在すること、また、それぞれの国が多くの課題を抱えている中でこの問題の優先順位が低いため、国内の批准手続きが進まないことなどが指摘されている11。

耒 1	抽械別の 要 夕 国・	批准国数/割合	(2019 在 7 日 2	3 日租在)	(割合は四捨五入)
4X I.			14011141 1 1 4	<b>、)     レカコエ /</b>	1 B) D (& L) D / L / L / L

地域	国の数	署名国数(割合)	批准国数(割合)
アジア	21	12 (57%)	2 (10%)
大洋州	16	6 (38%)	5 (31%)
北米	2	0 (0%)	0 (0%)
中南米	33	21 (64%)	8 (24%)
中東	16	1 (6%)	1 (6%)
アフリカ	54	24 (44%)	4 (7%)
欧州	54	6 (11%)	3 (6%)

署名・批准国の出典は国連軍縮局(UNODA)ホームページ http://disarmament.un.org/treaties/t/tpnw

包括的核実験禁止条約(CTBT)のような厳しい発効要件を持たない TPNW であるから、発効に至ること自体は時間の問題と思われる。しかし条約の規範的効果を高めるという点からも一日も早い発効が望ましいことは言を俟たない。上述の 120 数か国のうちの未署名・未批准国に焦点を絞り、早期の署名・批准を働きかけることが最速の道だが、その際には世界 5 地域に広がる非核兵器地帯のネットワークが活用できると考える。非核兵器地帯条約を締結させているラテンアメリカ、南太平洋、アフリカ、東南アジア、中央アジアの各地域

22

<sup>11</sup> 川崎哲「核軍縮への課題—核兵器禁止条約成立から 2 年、いま何をなすべきか」、『世界』 2019 年 8 月 号、岩波書店。

にはそれぞれの地域機構と協議の枠組みが存在し、さらには非核兵器地帯条約締約国会議を通じて地域間の「横」の連携も強化されている。事実、TPNW 交渉に至る過程で、非核兵器地帯の締約国は、核兵器禁止の規範の担い手を自任し、個別、あるいは地域グループとして多くの重要な貢献を行った。今後もそうした役割に期待ができる。

# 3. 核保有国の自治体も TPNW を支持

TPNW の意義について世論を喚起し、早期の署名・批准を促す重要なアクターの一つが自治体である。自治体は単独で、あるいは自治体間のネットワーク組織を通じて、これまでも核兵器廃絶に向けた多種多様な活動を行い、世論形成の一翼を担ってきた。核保有国を含む 163 カ国・地域の 7,800 近い都市が加盟する平和首長会議<sup>12</sup>は、2010 年末から条約交渉開始(採択後は「早期締結」)を求める市民署名活動を展開し、条約採択後間もない 2017 年8月10日に長崎で開催された第9回総会では「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」<sup>13</sup>を採択し、各国政府の条約参加をいち早く呼び掛けた。

この2年を通じては、条約の採択を歓迎し、早期発効に向けて署名・批准を求める趣旨の決議や意見書が国内外で相次いで出されたが、それが非核兵器国に留まらず、核保有国の自治体にも広がっていることに注目したい。2018年8月28日、全米最大の4千万人近くの人口を擁するカリフォルニア州の州議会において、TPNWを支持し、核軍縮を国家安全保障の最重要項目に掲げるよう求める決議が採択された。また、2019年5月23日にはニュージャージー州議会がTPNWの批准を自国の政府に求める決議を採択した。さらに、2019年7月1日には、米国の1,400以上の都市で構成される全米市長会議が、次の大統領選に出馬する全ての候補者に対し、「大統領に選出された場合は、TPNWへの反対方針を撤回し、同条約の人道的価値と目標に賛同」するよう要請する決議を採択した14。いずれの動きも、地域及び国際レベルの市民社会の強力な後押しを受けて実現したものである。このようなTPNW支持の波は、ワシントンD.C.、パリといった核保有国の首都にまで及んでおり、今後もさらなる広がりが予想される。

## 4. 核兵器製造企業への投融資を止める金融機関

銀行などの金融機関に対し、核兵器製造企業への投融資を控えるよう求めるキャンペーン活動が国際 NGO によってかねてより展開されているが、こうした動きに対する反応もTPNW 採択以降、拡大していると見られる。オランダの NGO「PAX」らが今年 6 月に発表した報告書によれば、核兵器製造企業に対し、世界 28 カ国 325 の金融機関が総額 7,480

http://www.mayorsforpeace.org/jp/report/meeting/data/9th\_meeting/Nagasaki\_special\_resolution\_J.pdf

14 https://www.usmayors.org/the-

conference/resolutions/?category=a0D4N00000FDCYRUA5&meeting=87th%20Annual%20Meeting

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> 広島市が会長都市、長崎市が 14 ある副会長都市の一つを務める。日本国内の加盟都市数は 1,732。

憶ドルにものぼる投融資を行っているが<sup>15</sup>、そうした金融機関の数は TPNW 採択前 (369) よりも減少しており、そこには条約による抑制効果がみられると PAX は評価している<sup>16</sup>。

金融機関の動きは欧州を中心に展開しており、日本国内においては反応が鈍かったが、2018年11月、りそな銀行を傘下に持つりそなホールディングスが「核兵器・化学兵器・生物兵器等の大量破壊兵器や対人地雷・クラスター弾等の非人道的な兵器の開発・製造・所持に関与する先(中略)への融資は行わない」と明記した「社会的責任投融資に向けた取り組み」を発表し、話題となった「7。新聞報道は、この決定に至った背景について、「社会的な要請、世界の情勢を考慮した」とするりそなホールディングスの広報担当の発言を紹介している18。

さらに、2019 年 7 月 10 日には、地方銀行の肥後銀行や鹿児島銀行などを傘下に持つ九州フィナンシャルグループが、「クラスター弾など非人道的な兵器の開発・製造の関与先や、規制・制裁対象先」への投融資を行わないとの決定を含む新たな指針を発表した $^{19}$ 。これは、国連の「持続可能な開発目標( $\mathrm{SDG}\,\mathrm{s}$ )」の達成をめざした行動の一環として、「持続可能な社会づくりに向け、顧客や地域の環境・社会問題解決につながる自律的で責任ある投融資を推進」し、「投融資を行うにあたり、財務情報はもとより環境・社会に与える環境等の観点も重視し、適切な判断を行う」として決定されたものである。同グループの担当者は、上記の「非人道的な兵器」は核兵器を含むものであり、りそなホールディングスの場合と同様に、指針発表の背景には「世の中の流れ」があると説明した。また、これまでも同グループとして該当する投融資は行っていないが、このような形で「あえて明文化」することに意義があるとの考えを示した $^{20}$ 。

地方発のイニシアティブとして極めて意義深い動きであり、今後の他の地域の金融機関 に波及していくことが期待される。

# 5. 今後に向けた課題

以上見てきたような変化の「予兆」が、そのまま核保有国や「核の傘」の政策転換に繋がるといった楽観論を述べるつもりはない。しかし米ロを中心とする保有国の核軍縮逆行の動きと核リスクが深刻さを増す昨今、そうした動きへの歯止めとして、TPNW に基づく規範意識の拡大が重要であることは間違いない。既に述べたように、早期の条約発効に向け、

-

<sup>15</sup> https://www.dontbankonthebomb.com/2019-hos/?utm\_source=icanw&utm\_medium=article

<sup>16</sup> 朝日新聞、2019年7月16日。https://digital.asahi.com/articles/DA3S14099100.html

<sup>17</sup> https://www.resona-gr.co.jp/holdings/csr/about/sri.html

<sup>18</sup> 前掲 17 と同じ。

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> https://kyushu-fg.co.jp/csr/sdgs.html

 $<sup>^{20}</sup>$  筆者による電話での問い合わせに対する九州フィナンシャルグループ担当者の回答、 $^{2019}$  年 7 月 25 日。

残る未署名・未批准の非核兵器国に対する意識喚起、世論形成の働きかけが肝要である。それと同時に、条約交渉に至る過程で 3 回にわたって開催された「核兵器の非人道性に関する国際会議」のような意識啓発と議論のフォーラムが継続されるべきと考える。核兵器の非人道性は未だすべてが白日の下に晒されているわけではなく、日々新しい事実や研究成果が出されている。それらを人類の教訓として蓄積し、共有していく仕組みを確立させることが国際社会の重要な責務である。それは TPNW 前文で謳われた「軍縮・不拡散教育」の推進とも重なるものであり、その実施においては国連、国際機関、各国政府、NGO、自治体、そして研究機関やアカデミアといった様々なアクターの連携強化が不可欠となるであろう。被爆地広島・長崎の果たせる役割が極めて大きいことは言うまでもなく、被爆 75 年の節目にあたる 2020 年は新しい取り組みに着手する好機となる。

最後に、日本を含めた「核の傘」の下の国々に関連して、市民社会が取り組むべき課題を考えたい。TPNW 署名・批准を求め続けるべきであることは言うまでもないが、市民からの働きかけを考える上で、スイスやスウェーデンのような TPNW に対し中庸的なスタンスをとる国々が行ったことは一つの参考となるだろう。両国とも条約採択時においては留保付きながらも賛成票を投じ、その後に条約参加のメリット・デメリットについて国内で包括的な検討を行ったことで知られている。

結論から言えば、それらの検討を踏まえ、スイス、スウェーデンの両政府が下した判断は、「現時点では」TPNWへの署名を行わない、というものであった<sup>21</sup>。それ自体は残念なこととはいえ、条約参加の可能性と想定される結果について、人道、国際・国内法、国家安全保障、経済といった様々な観点に照らして検討を加え、その内容を公開している点は評価できる。また、条約の懸念部分に関する判断材料が現時点では十分にそろっていないとして、条約発効後に開催される締約国会議や再検討会議へのオブザーバー参加を含めて今後の動きを注視していくことを自らに課し、必要に応じて政府としての判断を再検討することを明言している点にも注目したい。

日本を含めた「核の傘」の下の国々は、TPNW は国の方針に合致しないとして、一顧だにしないという姿勢をとっている。まずはこうした姿勢をあらため、政府関係者、専門家のみならず市民参加の下でTPNW参加に関する包括的な検討を始めることを一歩とすべきであろう。それが「橋渡し役」を自任する唯一の戦争被爆国であればなおさら、その道義的責任を果たすことに向けた誠実な態度であると考える。

 $\frac{https://www.eda.admin.ch/dam/eda/en/documents/aussenpolitik/sicherheitspolitik/2018-bericht-arbeitsgruppe-uno-TPNW\_en.pdf$ 

スウェーデンについては次を参照。 <a href="https://www.thelocal.se/20190712/sweden-declines-to-sign-un-nuclear-treaty">https://www.thelocal.se/20190712/sweden-declines-to-sign-un-nuclear-treaty</a>

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> スイス外務省らによる作業部会報告書、2018 年 6 月 30 日

# 米戦略が引き起こす新たな核軍備競争

# 梅林宏道

# 1. 米国の皮肉なイニシアティブ:CEND

2019年7月2-3日、米国務省で「核軍縮のための環境創り(CEND)ワーキンググループ」(CEWG)がキックオフした。核軍縮にとって劣悪な今日の環境を作ったのは当の米国ではないか、と誰もが感じている中での、皮肉な米国主導のイニシアティブである。

冒頭の全体会議におけるクリストファー・フォード国務次官補(国際安全保障・不拡散担当)の発言<sup>22</sup>を読む限り、CEWG の発足に反対する理由は何もない。フォードは「困難に直面にしている世界において軍縮を前進させる道を探る新しい外交的対話を始める」という。未確認だが事前の参加国名簿には、核不拡散条約(NPT)上の 5 核兵器国はもちろん、インド、パキスタン、イスラエルという NPT 外の核保有国や、日本、韓国、ドイツ、カナダなど米国と同盟関係にある核兵器依存国、さらには、オーストリア、大部分の新アジェンダ連合国など核軍縮に熱心な国々が名を連ね、約 40 カ国が参加している。そして、フォードは、参加者に「指を互いの相手に向けるのではなく、よりよい未来へのアイデアに向けるべきだ」と述べた。米国が過去にやってきたことを水に流そう、と言わんばかりである。

しかし、実は、昨年の国連総会第1委員会では、アンドレア・トンプソン国務次官(軍備管理・国際安全保障担当)は、このイニシアティブを「核軍縮のための条件創り(CCND)」と呼び、核兵器禁止条約(TPNW)の推進勢力を厳しく批判し、それに対抗する構想としてこれを提案した。「TPNW 擁護者によって提案されている選択は間違った選択だ。我々のCCND イニシアティブは実際的な前進の道を示している。」<sup>23</sup> その主張は、CCND はTPNW の発効促進に精力を注ぐ勢力を批判し、その力を弱める意図をもったイニシアティブであることを示していた。

フォード次官補は、CCND を CEND へと名前を変えることによって、7月2日の冒頭発言で力説したように、CEWG を未来に向かった真の外交的対話の場にしようとしているのかも知れないという善意を、この段階で疑うのは礼儀に反するかもしれない。しかし、これは、少なくともトランプ政権が発足以来とってきた政策や外交姿勢と余りにもかけ離れている。政権運営の実績から考えても、このイニシアティブがトランプ政権の中にしっかりと位置付けられていない可能性が高い。フォード次官補は遊ばされているのではないだろうか?

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> Christopher Ashley Ford, "Inaugurating a New and More Realistic Global Disarmament Dialogue," July 2, 2019. https://www.state.gov/inaugurating-a-new-and-more-realistic-global-disarmament-dialogue/

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> Andrea L. Thompson, "General Debate Statement by the United States of America," October 10, 2018. <a href="http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com/1com/1statements/10Oct\_US.pdf">http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com/1statements/10Oct\_US.pdf</a>

# 2. トランプ政権の「競争に勝つ」戦略

トランプ政権の安全保障に関する政策文書第1号は2017年1月27日に出された「米軍再建に関する大統領メモランダム」であった。その第1項で、トランプ大統領は「政策:力による平和を追求するため、米軍を再建することが合衆国の政策となる」と述べた<sup>24</sup>。その背景にはオバマ政権が米軍を弱くしてしまったという認識があり、その壊れた米軍を再建して「力による平和」を追求するという趣旨が込められている。

その内容は、2017 年 12 月の「国家安全保障戦略」によって系統的に表明された。その基本的な論調は、まさにトランプ政権の登場を可能にした極めて単純なアメリカ第一主義であった。「アメリカ国民と国土とアメリカ流の生活を守る」、「アメリカの繁栄を促進する」、そして「力によって平和を守る」と述べた。力で平和を守るために「必要な装備と資源と資金」を軍人たちに与えるとも公言した。その上で、トランプ戦略のキーワードとなる「競争優位」(Competitive Advantage)を目指す戦略、あるいは「競争に勝つ」戦略が打ち出された。

2018年1月に発表された「国防戦略」には「米国の軍事的競争の刃を研ぐ」と副題がつけられた<sup>25</sup>。そして、「テロリズムではなく国家間の戦略的競争が、いま米国家戦略の第一義的な関心事である」と述べた。戦略的競争の相手は言うまでもなくロシアと中国であり、そのように広言された。米国内にある軍縮への志向を蔑視し、ロシアや中国の軍事力に対する米国の優位が失われていると主張し、兵器開発への投資と同盟国への武器の売り込みで雇用と景気浮揚を図るという、危険な論理と路線がこのようにして敷かれていった。これは国際的な軍拡競争を引き起こすのが必然となる国防戦略である。

「競争に勝つ」戦略は、国防戦略の直後に出された「核態勢見直し(NPR)」(2018年2月)においても太い柱となった。NPRについては、多くの解説があるので立ち入らないが、米国は、ロシアは冷戦後廃棄しなかった低威力の戦術核兵器の分野において米国に対して優位に立っていると主張する。また、中国は米国に届く大陸間弾道ミサイル(ICBM)を増やすとともに、米ロ間の中距離核戦力(INF)全廃条約に拘束されないため INFを自由に増やし西太平洋、南シナ海における米国を脅かしていると主張する。このようなギャップを埋めるためにトランプ政権は低威力の弾頭や海洋発射の中距離巡航ミサイルの開発を打ち出した。また、戦術核爆弾を搭載する核・非核両用任務を持った航空機の拡大を打ち出した。その結果、新型核兵器の開発をしないと述べてきた冷戦後の米政策が捨てられてしまった。

# 3. ロシア、中国の反応

\_

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> Office of the Press Secretary, White House, "Presidential Memorandum on Rebuilding the U.S. Armed Forces," January 27, 2017. <a href="https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/presidential-memorandum-rebuilding-u-s-armed-forces/">https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/presidential-memorandum-rebuilding-u-s-armed-forces/</a>

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> U.S. Department of Defense, "Summary of the 2018 National Defense Strategy," January 19, 2018. https://dod.defense.gov/Portals/1/Documents/pubs/2018-National-Defense-Strategy-Summary.pdf

露骨なトランプの「競争に勝つ」戦略は、核軍縮に向かうのとは真逆の「環境」を生み出すのは必定である。それは、過去 20 年のロシアと中国の核兵器開発の動きを振り返ってみれば明らかであろう。

トランプ政権の登場以前から、米国、ロシア、中国に核兵器の近代化は進んでいた。ここで見逃してならないのは、米国が圧倒的優位に立っている弾道ミサイル防衛(BMD)と、それと並行して米国が高度化させてきた宇宙資産や精密誘導技術がもたらしてきた世界の戦略的不安定化について、米国が口を閉ざしていることである。実は、米国のこれらの分野の優位が、過去20年のロシア、中国の核戦力強化の引き金となってきた。

どの種類の核兵器を何発持つかという核戦力の決定は、一般的に、核戦争時の標的をどう選ぶかという標的設定と、一つの標的を破壊するのに何発の弾頭を準備するか(BMDで迎撃される可能性も含めて)という有効因子と、敵の先制攻撃で生き残る自国の核兵器の数を見積る生き残り因子によって決定される。ロシアと中国の核兵器の近代化努力の多くは、米国の宇宙資産や精密誘導の進歩による先制攻撃能力の強化や弾道ミサイル防衛体制の圧倒的優位によって自分たちの核攻撃能力の弱体化がもたらされたことへの対抗手段として理解することができる。

しかも、この米国の BMD 優位は、冷戦時代に米ソが結んだ対弾道ミサイル(ABM)制限条約を、ブッシュ(子)政権が一方的に廃棄(2002 年)することによって可能になった。 ラムズフェルド国防長官が主導した 2002 年 1 月の核態勢見直し(NPR)において、米国は冷戦時代の戦略核兵器の 3 本柱を「能力ベースの概念における新 3 本柱」に置き換えた。新 3 本柱とは、「攻撃核戦力の旧 3 本柱」(数においては削減される)、「ミサイル防衛」、「迅速な対応能力をもったインフラストラクチャー」の 3 つを言う。この新戦略の採択と同時に米国は対弾道ミサイル(ABM)制限条約を破棄し、2 本目の柱である BMD をグローバルに制限なく構築する暴挙に走った。これが、過去 20 年のロシア、中国の核兵器を取り巻く基本的な戦略「環境」となったのである。

ロシアのプーチン大統領は、トランプ大統領が NPR を発表した直後の 2018 年 3 月に年 次教書演説で、米国を意識した極めて挑戦的な演説を行った<sup>26</sup>。その演説の国防問題の冒頭において、プーチンは米国の ABM 制限条約の一方的な破棄から説き起こした。それは、極めて的を射た重要な導入であった。米国の暴挙と BMD の野望を指弾した上で、プーチンは新しい大型 ICBM サルマートが米国の BMD を無意味にする性能を持つことを誇り、原子力推進で無限の航続距離をもつ核巡航ミサイルがミサイル防衛を回避するミサイルであることを強調するなど、新しい概念の兵器を次々と披露した。

中国は今も抑制的な核政策を維持していると言える。しかし、その中国も、先制攻撃から

28

Vladimir Putin, "Presidential Address to the Federal Assembly," March 1, 2018. http://en.kremlin.ru/events/president/transcripts/56957

の生き残りと米国のBMDに打ち勝つことを目指した核兵器近代化に取り組んできた<sup>27</sup>。既存のICBM・DF5の多弾頭化に取り組むとともに、開発中の新型ICBM・DF41も多弾頭ミサイルとすることによって、米BMD網の迎撃に打ち勝つことを目指している。また、米国の先制攻撃から生き残って報復できる能力を高めるために、道路移動型ICBMを増やすとともに、潜水艦発射弾道ミサイルの開発を進めてきた。

このように、米国が ABM 制限条約という軍備管理条約を破棄することによって作り出した安全保障「環境」が、ロシアと中国の核兵器開発を引き出す要因となってきた歴史がある。それに加えて、トランプ政権の「競争に勝つ」戦略が、さらに核軍縮に逆行する「環境」を追加しようとしているのが、今日の状況であろう。トランプ政権が始まってわずか 3 年にして、中距離核戦力(INF)全廃条約の破棄や新戦略兵器削減条約(新 START)延長を巡る米ロ関係の悪化をもたらし、さらにはイラン核合意からの一方的離脱を行った。これらが作り出した悪環境が 10 年後の世界をもたらすリスクを私たちは真剣に考えなければならない。

もし、フォード国務次官補の CEWG が真に自由で冷静な対話の場として機能するのであれば、米国の ABM 制限条約の一方的廃棄が生み出した歴史が検証されるべきであろう。そして、現在のトランプ政権の「競争に勝つ」戦略は、「核軍縮を導く環境の創出」と真逆の役割を果たすものであると結論付けられるはずである。

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> Hans M. Kristensen & Matt Korda, "Chinese nuclear forces, 2019," Bulletin of the Atomic Scientists, 75:4, 171-178

# 核兵器の近代化計画とその危険性 富塚 明

## 1. はじめに

現在の世界の核弾頭数の推定値は約1万4000発である(2019年6月)<sup>28</sup>。核弾頭数のピークは1986年の約7万発であったので、ここ30年余りでその20%にまで削減されたことになる(米国は約25%に、ロシアは約14%に)。これは米ソ(ロシア)間の中距離核戦力(INF)全廃条約、戦略核兵器削減条約(START,新START)に拠るところが大きい。

ところが米国が離脱を表明したことで INF 全廃条約は今年8月に失効し、21年が期限の新 START の5年延長も不透明な状況となっている。

その一方、現在すべての核保有国は、程度の差こそあれ、「核兵器近代化計画」を進めている。本稿では、米ロを中心に「核兵器近代化計画」の現状とその危険性について論じることにする。

# 2.「核兵器近代化」とは

現在、核保有国は核弾頭・ミサイルや航空機などの運搬システム・核兵器製造施設を改良 /開発する「核兵器近代化計画」を進めている。それらは単に改良、老朽化への対応だけに とどまらず、戦略変更による新型兵器の開発(戦略的近代化)も含まれる。各国の概要は以 下のとおりである。

# 米国

旧式となった核弾頭の運用延長及び運搬システムの一新を図って 2080 年代までの抑止力を維持する計画で、現在はその初期段階にある。核弾頭の共用化によって予備弾頭を大幅に減らして保有総数の縮小を図る。加えて低威力核弾頭の製造を開始。

# ロシア

旧ソ連時代の老朽化した核弾頭及び運搬システムの刷新を開始し、現在は全体として中期段階にある。運搬システムの種類を減らして保有総数の縮小を図る。加えて米国の「ミサイル防衛」への対抗を含め、従来概念を超えた核兵器開発にも着手。

米国: Kristensen, Hans M. & Korda: "US nuclear forces, 2019," Bulletin of the Atomic Scientists, 75:3, 122-134, DOI: 10.1080/00963402.2019.1606503(2019.5.23 アクセス)

ロシア: Kristensen, Hans M. & Korda, Matt: "Russian nuclear forces, 2019," Bulletin of the Atomic Scientists, 75:2, 73-84, DOI: 10.1080/00963402.2019.1580891 (2019.5.15 アクセス)

世界: Kristensen, Hans M. & Korda, Matt: "Status of World Nuclear Forces," Federation of American Scientists, July 2019. <a href="http://fas.org/issues/nuclear-weapons/status-world-nuclear-forces/">http://fas.org/issues/nuclear-weapons/status-world-nuclear-forces/</a> (2019.7.21 アクセス)

<sup>28</sup> 米国、ロシア、及び世界の核弾頭数は以下を参照。

## 中国

報復核戦力で生き残りを図るために多弾頭化や潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM) などの 近代化を推進。

# フランス

核弾頭数を維持しながらシステムの近代化を続けている。現在その計画の最終段階にあるが、一方で 30 年代の運用をめざして次世代型戦略原潜や巡航ミサイルの研究に着手。 英国

唯一の核戦力である戦略原潜システムを次世代型へと更新する初期段階にある。

# パキスタン

陸海空における運搬システム構築への中期段階。短距離ミサイルにも重点。

# インド

陸海空における運搬システム構築への中期段階。大陸間弾道ミサイル(ICBM)や多弾頭 化の開発に着手。

# イスラエル

公式には核兵器保有を否定も肯定もしない政策を継続中で新たな情報はほとんどないが、 システムの更新はありうる。

# 北朝鮮

ICBM の発射および核弾頭小型化といった技術段階に達したとみられる。米朝会談の開始以降、核実験と中・長距離ミサイル発射を凍結しているが、核兵器開発を国家安全保障戦略の中心要素とする位置づけには変更がない。

# 3. 米国の核近代化計画

米国が核兵器近代化計画に投入する費用はこの 10 年間(2019~28 会計年度)に 4940 億ドル $^{29}$ であり、今後 30 年間では 1.7 兆ドル $^{30}$  と見積もられている。現在の計画が完了すれば 2080 年代まで核抑止が保証されるとしている。

# ① 核弾頭の近代化/共用化

米国は現在、12種類の単一設計の核弾頭を保有しているが、これを5種類の新設計の弾頭に統合する計画である。これらの開発に未臨界核実験が不可欠であることは言うまでもない<sup>31</sup>。

https://www.armscontrol.org/factsheets/USNuclearModernization (2019.6.5 アクセス)

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> Arms Control Association: "U.S. Nuclear Modernization Programs," August, 2018.

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup> Arms Control Association: "U.S. Nuclear Modernization Programs," August, 2018. https://www.armscontrol.org/factsheets/USNuclearModernization (2019.6.5 アクセス)

<sup>31</sup> Robinson, Kathy Crandall: "Subcritical Nuclear Tests Raise New Dangers," May 2, 2019. http://www.trivalleycares.org/new/Subcritals\_in\_the\_Budget.pdf (2019.7.21 アクセス)

巡航ミサイルの弾頭 W80-1 は低感度爆薬の使用などの設計変更によって運用年数の延長を図った W80-4 に作り替えられる。2025 年に製造が始まり、30 年に完了する予定である。

無誘導核爆弾は現在、B61-4をベースに、威力可変型精密誘導爆弾 B61-12を開発している。2020年までに製造が開始され、保有する6種類の核爆弾は24年までにすべてB61-12で置き換えられ、予備弾頭は大幅に減らされる。また米国が保有する非戦略核兵器はヨーロッパに配備しているB61-3 およびB61-4 のみであったが、これらが戦略核のB61-12 に置き換えられることで米国からは非戦略核が消えることになる。

SLBM 用の W88 弾頭も装甲・信管・起爆装置や中性子増幅装置を交換して運用年数を向上させた W88 Alt 370 の生産が 2020 年までに開始され、24 年までにすべてが置き換えられる。

その一方で、2 種類の ICBM 弾頭(W78、W87)と 3 種類の SLBM 弾頭(W76-0、W76-1、W88)を 3 種類の共用弾頭に作り替えて予備弾頭を大幅に減らす計画である<sup>32</sup>。現在、米国で最も古くなった W78 を、W87 の代替として運用でき、かつ SLBM でも運用できるように設計された W87-1 の開発が進められている<sup>33</sup>。

#### ② システムの近代化

ICBM ミニットマン III は運用年数を 2030 年まで延長した近代化改修が 2015 年に完了した。現在、次世代型 ICBM(GBSD:Grand Based Strategic Deterrent)の開発を計画しており、30 年までにミニットマン III をすべて置き換え、80 年代まで運用する予定である。これに搭載される弾頭が W87-1 となる。

SLBM については、電子機器などの主要部分を近代化して運用年数を 2042 年まで延長したトライデント II D5 LE の配備が 2013 年から開始された。20 年代には次世代型 SLBM の開発にとりかかる。また現在、オハイオ級に代わるコロンビア級戦略原潜 12 隻を計画中で、1 番艦の建造開始は 2021 年の予定。就役は 28 年からで 80 年代まで運用する。

巡航ミサイルについては、W80-4 を搭載する長距離巡航ミサイル(LRSO: Long Range Stand Off)を開発中である。2026年から製造を開始し、現在の保有数の倍の1,000基を導入し、60年代まで運用する予定である。

戦略爆撃機 B-52H はエンジンの交換などの近代化改修を図りながら 50 年代まで運用を 続ける。一方で次世代型の高ステルス長距離爆撃機 B-21 の開発が進められている。運用開

<u>https://www.energy.gov/sites/prod/files/2019/03/f60/2019-03-08-FACTSHEET-W87-1.pdf</u> (2019.6.9 アクセス)

<sup>&</sup>lt;sup>32</sup> National Nuclear Security Administration (NNSA): "Fiscal Year 2018 Stockpile Stewardship and Management Plan," November, 2017.

https://www.nukewatch.org/importantdocs/resources/fy18ssmp\_final\_november\_2017.pdf (2019.6.9 アクセス)

<sup>33</sup> NNSA 2019: "W87-1 Modification Program," March, 2019.

始は 20 年代後半で 80 年代まで運用する。一定数の B-21 が配備された段階で機体数の少ない B-2 は順次退役となる。B-52H/B-2/B-21 には開発中の長距離巡航ミサイル LRSO と精密誘導核爆弾 B61-12 が搭載される。

## ③ トランプ政権の「核態勢見直し」と INF 全廃条約離脱

米トランプ政権は18年2月、通常攻撃に対しても核兵器使用の敷居を低くし、安全保障における核兵器の役割を拡大する「核態勢見直し」を発表。戦略核兵器の維持・近代化とともに、より使いやすい低威力核弾頭、水上艦や潜水艦から発射する核巡航ミサイルの開発に言及した。すでに今年1月には戦略原潜搭載の低威力核弾頭 W76-2の製造34が開始され、10月までには海軍への引き渡しが始まる。

さらにトランプ政権は今年 2 月、INF 全廃条約からの離脱をロシアに正式通告した。ロシアが 17 年から配備している地上発射型巡航ミサイル「9M729」が 500km を超える射程を有し、INF 全廃条約に違反するものであり、同盟国の安全を脅かしていると主張した。そして今年 7 月、マーク・エスパー米陸軍長官(次期国防長官)は上院軍事委員会の公聴会で、中国の動きもあげて、INF 全廃条約失効後は通常弾頭の陸上発射型中距離ミサイルの開発を明言した35。

現在でも軍事的に圧倒的優位に立つ米国の INF 全廃条約離脱は、ロシアと中国の動向を口実に、米国の軍事力を再構築して最強の軍隊を堅持し、「力によって平和を維持」する新「国家安全保障戦略」に基づく政策変更とみられる。今後、日本を含めた太平洋地域に、通常弾頭/核弾頭の地上発射型中距離ミサイルが配備される可能性は十分にありうる。それはロシアと中国の核軍拡をも促し、北東アジアひいては世界全体の安全保障環境に大きな悪影響を及ぼすことになりかねない。

#### 4. ロシアの核近代化計画

ロシアは旧ソ連時代に配備され老朽化したミサイルや原潜、航空機などのシステムの刷 新を図っている。なお核弾頭の更新に関する情報はほとんどない。

### ① システムの刷新

ロシアは ICBM の SS-25 および SS-19 を新型の「ヤールス」で順次置き換えている。また大型 ICBM である SS-18 も開発中の「サルマート」で置き換える計画であり、現在の ICBM の「近代化率」は 50%を超えた程度である。鉄道移動式の ICBM「バルクジン」や ヤールスを小型化した「ルベージュ」も開発中だったが財政的な理由から中断されている。

<sup>34</sup> 爆発力は 5~7 キロトン (kT)。戦略原潜の SLBM に搭載している W76-1 弾頭(90kT 水爆)の核融合装置を同じ目方の金属で埋めて機能しないようにしたとされる。いわば効率の良い長崎原爆のようなもの。

<sup>&</sup>lt;sup>35</sup> Esper, Mark T.: "Nominee for Appointment to be Secretary of Defense," July 16, 2019.

一方で SS-19 の発射システムを利用して極超音速滑空弾「アバンガルド」の開発が続けられてきた。

新型のボレイ型戦略原潜が 3 隻就役し、旧式のデルタ III 型原潜 3 隻を事実上置き換えた。現在、改良型のボレイ II 型原潜 5 隻が建造中であり、残ったデルタ IV 型原潜を置き換える。ロシアはボレイ II 型原潜をさらに 6 隻建造し、米国のように常時 12 隻体制での運用を図ろうとしている。すべての戦略原潜がボレイ I/II 型となれば搭載する SLBM もすべて新型の「ブラバ」のみとなる。

戦略爆撃機は Tu-95MS と Tu-160 を合わせて約 60 機を運用しているが、それぞれの近代化改修を行って運用延長を図るとともに、次世代型長距離爆撃機 PAK DA の開発に着手した。後継の巡航ミサイルとして、ステルス性の高い長距離巡航ミサイル kh-102 の配備が開始されたとみられる。

ロシアは米国と異なり多種の非戦略核兵器を保有しており、その運搬手段についても置き換えによる近代化が進められている。

# ② プーチン大統領の年次教書演説

18年3月、トランプ政権の「核態勢見直し」に対抗するかのようにプーチン大統領は年次教書演説で、ICBM サルマート以外に、従来とは全く異なる核兵器システムを開発中であることを明らかにした<sup>36</sup>。今年2月の年次教書演説でもそれらの進捗状況を誇示している<sup>37</sup>。これらは全体として米国の「ミサイル防衛」網を回避/突破する目的で開発されたものである。射程距離を大幅に伸ばした ICBM サルマートは北極や南極を経由して米国を攻撃できるという。ICBM (SS-19) に搭載する極超音速滑空弾「アバンガルド」は量産体制に入り、その運用部隊が年内に発足するという。また迎撃戦闘機に搭載する極超音速弾道ミサイル「キンジャール」はすでに配備済みとみられる。

さらに実現性は乏しいと思われるが、原子力巡航ミサイル「ブレベストニク」や無人原子 力潜水艇「ポセイドン」の実験に成功したとされる。

このような兵器に関して、前出のマーク・エスパー次期国防長官は、2種類が新 START のカテゴリーに該当すると指摘(おそらくサルマートとキンジャール)。他の3種類はカテゴリー外だが核弾頭を搭載できる新しい「戦略的な攻撃兵器」であり、条約の基準とは合致するため米ロ間で、それらに対する大筋合意が必要と述べている38。この点からも新 START の延長やその代替条約の締結は欠かせないものとなっている。

一方、ロシアも米国の INF 全廃条約離脱通告を受けて、海洋発射型の巡航ミサイル「カ

-

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup> Kremlin: "Presidential Address to the Federal Assembly," March 1, 2018. http://en.kremlin.ru/events/president/news/56957 (2019.5.27 アクセス)

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup> Kremlin: "Presidential Address to the Federal Assembly," February 20, 2019. http://en.kremlin.ru/events/president/news/59863 (2019.5.27 アクセス)

<sup>38</sup> 前掲 8 に同じ。

リブル」の陸上型への転換を表明した。これは「9M729」とは異なり、明確に、INF 全廃条約が禁じている射程の陸上戦力となる。

## おわりに

保有弾頭数において米口が占める割合は 1986 年の 98.6%から現在は 91.4%にまで下がったが、核軍縮の第一義的義務は依然として米口にあることは言うまでもない。その米国は軍事企業の要求もあり、2080 年代までの核抑止体制を確立しようとしている。ロシアもそれに対抗して核戦力の質的強化を図っている。背景には 2011 年以降、著しい成長を遂げているロシアの軍事企業の動きもある<sup>39</sup>。米国の INF 全廃条約離脱で米口の陸上型中距離戦力の開発・配備へと大きな舵が取られることになった。ロシアが先行した極超音速滑空弾だが、米国も中国も開発を進めている。お互いの不信感が増大される中<sup>40</sup>、かつての冷戦時代の核軍拡競争の再燃が懸念される。

INF 全廃条約には核軍拡から核軍縮へと大転換させた歴史的意義があった。INF 全廃条約の精神はその前文にあるように、核戦争勃発の危険を減少させて国際の平和と安全に寄与すること、核不拡散条約(NPT)第6条にうたう核軍備の縮小撤廃の義務を果たすことにあった。この背後にはヨーロッパが核戦場になりかねないという危機感から急速に広がった反核運動があったことを今こそ思い起こす必要がある。

被爆者をはじめ世界の市民の声を力に生まれた核兵器禁止条約(TPNW)は、いま着実に調印・批准国を増やしており、その発効は必至となっている。核保有国や「核の傘」依存国でも、議会や世論では禁止条約への支持が増えている。核保有国は、禁止条約は「核不拡散条約(NPT)体制を損ない、世界を危険に陥れ、不安定化」させると反対してきたが、その筆頭の米ロこそが「NPT 体制を損ない、世界を危険に陥れ、不安定化」させようとしている。核兵器廃絶へ向けた世界的な潮流を逆戻りさせることはできない。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> Podvig, Pavel: "Russia's Current Nuclear Modernization and Arms Control," Journal for Peace and Nuclear Disarmament, 1:2, 256-267, DOI: 10.1080/25751654.2018.1526629 (2019.7.21 アクセス)

<sup>&</sup>lt;sup>40</sup> Trenin, Dmitri: "Russian views of US nuclear modernization," Bulletin of the Atomic Scientists, 75:1, 14-18, DOI: 10.1080/00963402.2019.1555991 (2019.7.21 アクセス)

# 北朝鮮非核化の現状と課題 太田昌克

# 1. 板門店での電撃会談

本稿執筆に着手するわずか 5 日前の出来事だった。2019 年 6 月 30 日午後 3 時 45 分すぎ、朝鮮半島分断の象徴である板門店を訪れた米国大統領ドナルド・トランプは、現職米大統領として初めて南北の境界線を越え、今なお仮想敵国である北朝鮮の大地を踏んだ。しかも北朝鮮のトップ、朝鮮労働党委員長の金正恩と肩を並べながら。越境した 2 人は拍手で互いをたたえ、握手を交わした後、今度は韓国側にある「自由の家」で 50 分間の会談を行った。18 年 6 月のシンガポール、19 年 2 月のハノイでの会談に続く 3 度目の米朝首脳会談だ。

筆者はこの電撃訪問前日の6月29日、トランプも出席した20カ国・地域首脳会議(G20大阪サミット)を取材する最中に、板門店での直接会談を呼び掛けたトランプのツイッターに接した。大統領再選キャンペーンを始動させた直後だったため「実にトランプらしい動きだな」と思って苦笑する半面、閉ざされつつあった「外交の窓」を今一度全開にできる可能性にも期待した。なぜなら、遠路はるばる陸路赴いたハノイで何ら果実を得られなかった金正恩は4月12日に最高人民会議で施政演説を行い、3回目の首脳会談への意欲を示しながらも、「今年末まで忍耐心を持って米国の勇断を待つが、前回のような好機を得るのは困難だろう」と明言していたからだ41。

本稿では以下、シンガポールとハノイであった2度の首脳会談の問題点を考察した上で、 金正恩が一旦設定したタイムラインである今年末とトランプ再選の懸かる来年11月の米大 統領選挙が迫る中、当事国の米朝に加え、日韓などの関係国がいかにして北朝鮮の非核化実 現へ向けた歴史的好機を逃さぬよう外交努力を尽くすべきか、政策提言を行いたい。

### 2. 進展なき "幕間"

史上初となった 2018 年 6 月 12 日のシンガポールでの米朝首脳会談はトランプ、金正恩の両首脳が一定の合意に達し、その結果は「シンガポール共同声明」となって文書化された。主な柱は①新たな米朝関係の確立②朝鮮半島における持続的で安定した平和体制(peace regime)の構築③朝鮮半島の完全非核化(complete denuclearization)一だ。①は米朝双方がその実現を「約束」、②も米朝が主語でその達成に「一緒に努力していく」と誓った。③だけが北朝鮮のみが主語で、直前にあった南北首脳会談の成果文書「板門店宣言」を土台に「朝鮮半島の完全非核化に向けた努力することを約束する」となっている⁴2。

<sup>41 「</sup>金正恩氏の演説要旨」2019年4月13日、共同通信配信記事。

<sup>&</sup>lt;sup>42</sup> Joint Statement of President Donald J. Trump of the United States of America and Chairman Kim Jong Un of the Democratic People's Republic of Korea at the Singapore Summit, June 12, 2018, White House

トランプが金正恩の呼び掛けに応じる形で開催が決まってから 3 カ月で実現したシンガポール会談だったが、比較的短期間の準備作業を経て交わした初の首脳間合意文書にしては重要な論点が明快かつ簡潔に押さえられており、「落第点」が付けられるような内容では決してない。特に北朝鮮の核放棄と朝鮮半島の恒久的平和メカニズムという二つの「エンドステート(end state=物事が解決した暁にもたらされる常態)」を示していること、さらにそれを首脳レベルで明示的に確認したことには大きな意味があり、本来ならこれを交渉の基本線にした実務協議がその後、進展してしかるべきだった。

しかし、現実はそうならなかった。ハノイの再会談までに 8 カ月以上の歳月を要しただけでなく、シンガポールとハノイの "幕間"において米朝間の実務交渉はほとんど何も煮詰まることはなかった。その証左は、2月27、28両日のハノイ会談直前に米政府が対外的に行った説明だ。筆者はワシントンで同21日、ハノイで事前折衝に携わる米高官2人による電話回線を通じたブリーフィングに参加した。この際、高官は2回目の米朝首相会談の目標として、1非核化の定義、2大量破壊兵器(WMD)とミサイル関連活動の凍結、3非核化に向けたロードマップ作成における進展一の三つを掲げた43。

刮目すべきは1だろう。シンガポールで非核化と恒久的平和メカニズムというエンドステートをトランプ、金正恩が鳴り物入りで打ち上げたにもかかわらず、ハノイまでの "幕間 、において、交渉の出発点である「非核化の定義」も満足に固められないまま、2回目の頂上会談に突入しようとしていたのが、ハノイ会談直前の偽らざる実情だった。マイク・ポンペオ国務長官がシンガポール会談後、2度訪朝していたにもかかわらずだ。

#### 3. "Elusive End State"

この一連の経緯から看取できる特質は二つある。まず「非核化の定義」を巡り、北朝鮮側において、その有権的な解釈を示すことができる人物が独裁者である金正恩その人しかいないという、北朝鮮の冷厳なる統治原理だ。2000 年秋に米朝ミサイル協議がマレーシアで行われた際も、この一つ目の特質を示唆する出来事があった。この協議の米側交渉責任者だったロバート・アインホーンは18年秋、筆者のインタビューにこう語っている44。

私はマレーシアで北朝鮮と実務協議を続けるよう命じられ、最終合意を目指した。だが、 私の交渉相手は金正日総書記の意向を詳述できる立場にはなかった。彼は「ミスター・アイ ンホーン、クリントン大統領に対し『平壌を訪れ、最終合意を結んでほしい』と進言しても らいたい」と言うだけ。私が「申し訳ないが、そんな進言はできない。ミサイル問題が本当

 $\label{lem:website} website, \underline{\text{https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/joint-statement-president-donald-j-trumpunited-states-america-chairman-kim-jong-un-democratic-peoples-republic-korea-singapore-summit/ .}$ 

 $<sup>^{43}</sup>$  このブリーフィングの内容やハノイ会談の顛末は、拙稿「米朝決裂 隠された第二ウラン濃縮工場」文 藝春秋 2019 年 5 月号をご参照いただきたい。

<sup>44</sup> ロバート・アインホーン氏へのインタビュー (2018年 10月4日)。

に解決できるかどうか、事前に分からない状態で大統領が訪朝するにはリスクがあるからだ」と返答しても、彼は「平壌に来れば円満解決できる」と繰り返すばかりだった。

アインホーンはこの米朝協議を通じ、日本を射程に収めたミサイル配備の禁止など北朝鮮の弾道ミサイル能力に大幅な制限を設けたかった。そしてそれが実現したら、初の米現職大統領の訪朝へと一気に事を進める算段だった。だが上記の発言にあるように、交渉現場に出てくる担当者は「それはトップにしか決められない」と繰り返すばかりで、一向に実務交渉が進展しなかった。この時はそうやって「外交の窓」が閉じていったが、今回、シンガポールからハノイまでの"幕間"に何ら前進が見られなかったことも、こうした北朝鮮特有の外交スタイルと無縁ではないだろう。

もう一つの特質は、上記で指摘した北朝鮮の特殊性、さらに歴代米大統領の中でもその独善的な政策決定手法が突出しているトランプの異質性とも関連してくるが、こうしたユニークな米朝トップが初めて合意に至ったシンガポール共同声明が内包する特有の性格である。この共同声明が非核化と恒久的平和メカニズムというエンドステートを明記した意義には既に触れたが、一点目の特質、つまり北朝鮮の「頂上独裁」とも呼べる政策決定過程の性格を考え合わせると、共同声明の表現はあまりに簡潔かつ抽象的にすぎた。さらに「非核化」が具体的に何を意味し、北朝鮮に放棄を迫ることを想定する非核化の対象(核爆弾、核物質、核関連施設、核技術者の持つ知見・専門性など)についてもトランプ、金正恩の両者には補足的な合意が何ら存在せず、それがここまでの交渉停滞を招く一つの要因になってきたとみていい。

言うなれば、トランプ本人を中心に「成功」が喧伝されたシンガポールでの米朝合意は大きな将来的方向性は示したものの、実務者、特に北朝鮮の担当者がさらなる交渉を進展させるには大ざっぱにすぎ、外交のモメンタムを維持するには不十分で、目に見える果実を確実に獲得することが非常に困難な「つかみどころのないエンドステート("elusive end state")」だったと性格付けけられよう。そう考えると、ハノイの2回目の会談で「非核化の定義」を確立することを目指す対処方針を説明した、先の米高官の交渉戦術もあながち的外れでなかったことが分かる。ただ問題なのは、その交渉戦術がハノイでは通用しなかった重い事実だ。

## 4. 要諦は信頼構築と柔軟なアプローチ

北朝鮮核問題が国際社会の懸案になってから四半世紀。北朝鮮は 6 回の核実験を経て核保有国となり、その核弾頭数は「 $20\sim60$  発」との見方があるほか $^{45}$ 、過去に 4 度寧辺を訪れた元米ロスアラモス国立研究所所長のシグフリード・ヘッカーは 2018 年 11 月、筆者との

<sup>45</sup> 例えば韓国統一省は2018年10月1日の国会答弁でこの数字を明示している。「北朝鮮核兵器『20~60個』」2018年10月2日、共同通信配信記事。

インタビューで「35 発」との見積もりを示した<sup>46</sup>。今この時点においても、北朝鮮はプルトニウムや濃縮ウランの生産を続けている可能性が高く、米朝協議が足踏みすればするほど、核の脅威は増大し続け、朝鮮半島の非核化というエンドステートの成就は遠のくばかりだ。そうした状況下で最後に、以下の政策提言を行って本稿を閉じたい。

- 1. 米朝互いが疑心暗鬼になっている現状をまずは打破するため、寧辺施設の凍結・廃棄へ向けた「初期的措置」を実務レベルで協議すると同時に、シンガポール共同声明にあるエンドステートをより具体化した新たな首脳間合意文書の策定を急ぐ。
- 2. この首脳間合意文書は非核化の明確に定義した上で、①休戦状態にある米朝の国 交正常化と平和条約締結②米国や国連安全保障理事会による対北朝鮮制裁の全面解 除③米国並びに韓国、中国、ロシア、日本による関係国が北朝鮮の安全保障を保証す る恒久的な枠組みの構築④拉致問題を含む日朝、南北間の諸懸案の包括的な解決一な どの要素を盛り込む。さらに北朝鮮は寧辺以外の核関連施設の活動を直ちに停止、国 際原子力機関(IAEA)の査察受け入れと廃棄措置への準備に入ることを誓約する。
- 3. 4回目の米朝首脳会談で上記の合意文書にトランプ、金正恩両首脳が署名し、すぐさま非核化の「初期的措置」に着手、北朝鮮に対しては米国はじめ国際社会が大型の人道支援を行うと同時に、国連安保理制裁の限定解除(2019 年末までに送還が義務付けられている北朝鮮労働者の扱いの見直し、海産物や一部石炭の輸出禁止措置の解除など)に踏み切る。
- 4. 「初期的措置」を具現化するプロセスと並行し、エンドステートにたどり着くための「ロードマップ」を実務者間で策定し、北朝鮮は「初期的措置」が完了するまでに 寧辺以外の核施設を完全申告、これを受けて米国などはさらなる国連安保理制裁の解 除に動く。
- 5. 上記の措置を北朝鮮が履行しなかった場合は、イランの核合意(JCPOA)にある「スナップバック」機能を参照し、解除した制裁措置を自動的に再発動するシステムを米国、中国、ロシアを中心に構築する。

これはあくまで一つの私案だが、肝要なポイントは、確かなエンドステートを米朝首脳間でまず具体化した上で、米朝間の信頼醸成を優先させる具体的な行動に着手することだ。そして、仮に約束事を一方が破った場合は、他の関係国とともに懲罰を確実に加えるメカニズムを担保することだ。

米朝は過去四半世紀、米朝枠組み合意(1994年)や6カ国協議共同声明(2005年)など複数の合意文書を重大な節目で交わしてきた。しかし、これらの合意はいずれも反故にされ、北朝鮮は核を持ってしまった。その失敗の本質は一体どこにあるのか。米朝の交渉史を長年

\_

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup> シグフリード・ヘッカー博士へのインタビュー (2018 年 11 月 14 日)。

フォローしてきた筆者がその解を一言で表現するとしたら、それは米朝間の「信頼関係の完全なる欠如」にある。

トランプが自画自賛する米朝板門店会談を後世史家が成功と評するのか否か、それも全て今後の交渉プロセスとその結果に懸かっている。これまでの失敗の歴史を繰り返さぬ要諦は、信頼関係の積み重ねとそれを実現する柔軟なアプローチだ。関係国の政治指導者の胆力と構想力、決断力に裏打ちされた高度な外交的技量が、今ほど求められる重大局面は長い人類史においてもそうなかったであろう。

# イラン核合意(JCPOA)米離脱後の課題:最悪の事態は避けられるか 鈴木達治郎

#### 1. はじめに

2015年7月、イランの核開発に制限を加える「共同包括作業計画(Joint Comprehensive Plan of Actions: JCPOA)」(いわゆる「イラン核合意」)が、イランと6カ国(五大核保有国とドイツ)の間で合意された。この歴史的な合意が今、危機にさらされている。この問題は、そもそも2018年5月に、米国がイラン核合意から一方的に離脱したことに端を発している。その後、今年になってイランも核合意の履行を一部停止するとの発表を行い、米国との対立が激化しており、軍事行動さえも辞さない事態になっている。そもそもこの核合意の歴史的意義はどこにあるのか。米国とイランの対立はどうなるのか。核合意を維持しようとしている欧州はどう対応するのか。本レポートは、イラン核合意の意義を再確認するとともに、急展開する最新情勢を踏まえて、今後とるべき方策について、検討したものである。

## 2. イラン核開発の歴史と核疑惑

イランの核疑惑問題を考えるうえで、イランの核開発の歴史と欧米諸国の関係を理解しておく必要がある<sup>47</sup>、<sup>48</sup>。イランの核開発は、当初米国の「平和のための原子力」プログラムの下で進められ、初の研究炉(TRR)(1967 年稼働開始)とその燃料(93%の高濃縮ウラン)も米国が供給した。1970 年代、米国や欧州はイランとの原子力協力を積極的に進め、ドイツ(当時西ドイツ)はシーメンス社から原子炉 2 基(ブシェール原発)、フランスは国営濃縮会社ユーロディフ社が濃縮サービス契約を結んだ。米国はフォード・カーター政権の下で、再処理に慎重となったが、1978 年にカーター政権との間で、再処理の事前同意権について「最優先待遇国」の地位を認められている。

しかし、1979年のイラン革命がこの状況を大きく変えた。まず、米国が原子力協力を停止、フランスとドイツも商業契約を一方的に破棄してきた49。さらに、他の原子力供給国も米国の外交圧力によりイランとの原子力協力をすべて中止することになった。この結果をうけ、イランはウラン濃縮も含め、独自の原子力開発を進めることを決意した。

イランの核疑惑は、2002年8月、秘密裡にイランがウラン濃縮施設を建設していた事実

<sup>48</sup> Kelsey Davenport, "Timeline of Nuclear Diplomacy with Iran", Arms Control Association, July 2019, https://www.armscontrol.org/factsheet/Timeline-of-Nuclear-Diplomacy-With-Iran

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> Seyed Hossein Mousavian & Mohammad Mehdi Mousavian, "Building on the Iran Nuclear Deal for International Peace and Security", *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, January 22, 2018. https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/25751654.2017.1420373

<sup>49</sup> イランは既にフランスには 12 億ドル、ドイツにも 80 億ドルの支払いを済ませていたため、両国に対し契約維持を要求したが、交渉は決裂した。

が明らかにされたことに端を発する。2005年には国際原子力機関(IAEA)理事会が「イランの保障措置協定違反」を決定し、2006年2月に国連安全保障理事会に報告した。しかし、イランはウラン濃縮活動を継続したため、2006年12月、国連安全保障理事会決議1737号にて、イランに経済制裁を加えることを決定した。イランといわゆるP5+1(中国、フランス、英国、米国、ロシアとドイツ)との交渉は2006年から始まった。交渉の間も、イランはウラン濃縮活動を継続したため、国連安保理は2010年までに決議1803、1835、1929と続けてイランへの経済制裁とウラン濃縮活動の全面停止を決定している。その間、イランはウラン濃縮活動を継続し続け、さらにミサイル開発も進め、周囲に強い懸念が生まれ始めた。

2009 年、米国がオバマ政権下になって、イランとの交渉に変化が持たされたが、交渉が合意に達することはなかった<sup>50</sup>。もっとも根本的な問題は、「ウラン濃縮全面停止」を主張する米国と、「核不拡散条約(NPT)第4条に認められている原子力平和利用の権利」を主張するイランとの対立であった。2011 年、IAEA はイランの過去の核開発プログラム(設計や研究活動のみ)の証拠が見つかったとの報告書を発表<sup>51</sup>、これに対しイランはさらに濃縮活動を拡大し続けた。イスラエルが軍事行動の可能性を示唆するなど、状況はきわめて深刻化しつつあった。

# 3. イラン核合意 (JCPOA) の歴史的意義と概要

国連安保理決議 1929 はイラン経済に大きな影響を与え、それが一つの要因となって、2013 年、イランに穏健派ロハウニ大統領が誕生した。同時期、オバマ米大統領も二期目に入り、政権内の体制を整えてイランとの交渉を本格化させた。現実的で穏健な外交政策をとるロハウニ政権と、より柔軟で外交的解決を目指したオバマ政権の努力もあって、2015年7月14日、画期的な合意文書「共同包括行動計画(JCPOA)」が発表された。さらに同年7月15日には、国連安全保障理事会決議 2231によって承認されているため、この核合

3)核兵器開発に関する情報や書類を非合法的な供給者ネットワークから入手した

<sup>50</sup> イランの核施設がサイバー攻撃に遭ったり、核科学者が数人暗殺されたり、米一イスラエルの合同作戦とも思える作戦が実施されるなど、緊張関係は続いていた。新たな提案としては、トルコ・ブラジルから、イランの保有する低濃縮ウラン在庫と TRR 用燃料の「交換提案」が出されたり、ロシアが段階的解決案を提案したり交渉が活発化していた。しかし、これらの提案も結局実現することがなく、イランは TRR 用燃料として 20%の濃縮ウランを自主的に生産することになってしまった。

<sup>&</sup>lt;sup>51</sup> Report by the Director General, "Implementation of the NPT Safeguards Agreement and relevant provisions of Security Council resolutions in the Islamic Republic of Iran", 8 November 2011.

<a href="https://www.iaea.org/sites/default/files/gov2011-65.pdf">https://www.iaea.org/sites/default/files/gov2011-65.pdf</a>

この報告書のなかで、IAEA は 2003 年以前に イランが下記の活動を行っていた証拠を明らかにした。

<sup>1)</sup>核関連、軍民両用危機や材料を軍事関連の個人や組織が入手しようとした

<sup>2)</sup> 核物質を未申告活動によって入手した

<sup>4)</sup>核兵器の設計や部品の試験等を自主開発した

意は国際法上の拘束力を持つ。JCPOA は 159 頁にもわたる詳細な合意文書であるが、イランの権利を認めつつ、核兵器に繋がる開発を事実上制限する画期的な内容となった<sup>52</sup>。その主要項目は下記のとおりである。

- ① イラン濃縮活動の制限
  - ・ 遠心分離機の数を合計 22,000 基から 6,104 基に減少 (10 年間)
  - ・ 濃縮ウランの在庫量を 12,000 キログラムから 300 キログラムまで削減、余剰在 庫は国外に輸出、または天然ウランにまで希釈、濃縮度は 3.67%までに制限
  - ・ ナタンツ(Natanz)濃縮施設以外の新施設を建設しない(8 年間)。フォルド (Fordow) にある地下施設は核物理研究施設に転換し、濃縮技術の研究開発も行 わない(15 年間)。フォルドにある 1,044 基の遠心分離機は医療・農業用アイソ トープ生産用に限定
- ② プルトニウム生産活動の制限
  - ・ アラク (Arak) 重水炉を改造し、兵器級プルトニウム生産能力を年間 10 キログラムから 1 キロに削減。重水および新たな重水炉を持たない(15 年間)。
  - ・ 使用済み燃料はすべて国外に搬出し、今後15年間再処理は研究開発を含め実施しない。
- ③ 共同委員会の設置と厳しい査察・検証制度
  - P5+1の6カ国と欧州連合(EU)、イランをくわえた8カ国による「共同委員会」を設置して、イラン核合意の履行状況を監視する。
  - ・ イランは「追加議定書」と同等の査察受け入れと将来の批准を約束。未申告施設 へのアクセスも認める(共同委員会の監視下、15 年間)。
- ④ 制裁の緩和
  - ・ 過去のすべての安保理決議による制裁措置の解除。ただし、合意違反の場合は制 裁措置を回復することができる「スナップバック」(制裁回復)制度を採用(10 年間)
- この歴史的な核合意の意義としては次の4点にまとめることができる。
  - 1) 軍事手段を使わずに外交的手段で関係国が合意したこと。
  - 2) 原子力平和利用の権利を侵さずに、IAEA で求められている保障措置よりも厳しい査察・監視制度、燃料サイクル活動の制限に合意したこと。
  - 3) これにより、イランが核兵器保有取得までの期間(ブレークスルー期間)を 12 か月以上とすることができる。
  - 4) 国連安保理決議の承認を得て、国際法上の拘束力を持つこと。制裁緩和を明確に

https://www.armscontrol.org/factsheets/JCPOA-at-a-glance

 $<sup>^{52}\,</sup>$  "Joint Comprehensive Plan of Action at a Glance", Arms Control Association.

した一方、「スナップバック」方式採用で制裁回復も可能としたこと。

この両者にとって「win-win」ともいえる歴史的合意に達した背景には、8年間の対立期間を超えて、オバマ政権とロハウニ政権がともに柔軟な外交政策に転換したことが最も大きいと思われるが、さらにそれ以前から、忍耐強く外交的解決策を探索して交渉を続けてきたフランス・英国・ドイツおよび欧州連合(EU)の努力や、非公式ながら、「トラック2」(非政府機関主催の対話の場に政府関係者が参加する民間外交)プロセスにて、関係諸国の研究者や市民団体が対話を継続してきた努力も見逃すわけにはいかない53。

## 4. 米離脱とイランの対抗措置:瀬戸際外交とその影響

しかし、2017年に米国にトランプ政権が発足して、事態は大きく変化する。米国の一方的な核合意離脱と1年後のイランの対抗措置と、その後の対立の顕在化は、単に2国間のみならず、欧州・中東を巻き込む「瀬戸際外交」の掛け合いとなっている。最近の情勢をまとめると以下の様になる。

2018 年、米国の核合意離脱: 2018 年 5 月 8 日、トランプ大統領はイランへの経済制裁を復活させる大統領令に署名し、イラン核合意から離脱することを正式に表明した。これに対し、欧州 5 カ国は核合意維持の声明を発表し、米国の経済制裁措置をブロックして、イランとの経済取引を継続する道を探る方針を即座に発表した。イラン自身も、核合意を今後も遵守し、他の合意国に対し、核合意の順守と経済取引の継続を訴えた。また IAEAも査察活動の結果、イランはすべての分野で核合意を遵守している旨の報告書を、2018 年5 月ならびに 9 月、11 月に発表した。また国際司法裁判所(ICJ)は、2018 年 10 月、「米国は人道的目的にかなうイランへの輸出制限を解除すべきであり、イランへの追加制裁措置は(イランの核合意遵守状況を考えると)根拠がないと判断する」との判決を満場一致で採択した54。しかし、米政府のイランへの制裁はそのまま実施された。

2019 年イランの対抗措置と対立の顕在化: イランが1年間の「忍耐期間」を経て対抗措置を取り始めた結果、米・イランの対立はさらに顕在化した。5月8日、イラン政府はイラン核合意の履行を一部停止したと発表した55。声明では、1)余剰の濃縮ウランと重水の輸出をやめて国内に備蓄する、2)その後60日間の猶予後に濃縮度の制限(3.67%)を超えるウラン濃縮を実施して、中止していた重水炉の開発を再開する、としている。これらの行動はJCPOA違反となり、「核兵器製造能力に近づく」ことは間違いないが、第2段階になってもすぐに核兵器が作れるわけではないぎりぎりの線を選んだと考えられる。一

<sup>53</sup> 例えば、パグウォッシュ会議は、原子力平和利用やエネルギー、中東の安全保障、石油・ガス問題などをテーマに、イランと関係諸国の専門家によるワークショップを、欧州、米国、中東などで年 1~2 回の頻度で開催し続けてきている。https://pugwash.org/tag/iran-nuclear-issue/

<sup>&</sup>lt;sup>54</sup> Kelsey Davenport, "Timeline of Nuclear Diplomacy with Iran", Arms Control Association, July 2019.

<sup>&</sup>lt;sup>55</sup> BBC News Japan,「イラン、核合意を一部停止、米国は経済制裁を拡大」、2019 年 5 月 9 日。 https://www.bbc.com/japanese/48210341

方で、イラン政府は「JCPOA から脱離する意図はない」とも述べ、「これは対立を深めるためではなく、交渉を進めるための政策だ」と述べた。イラン側としては、経済制裁が国内経済に大きな打撃を与え始めていることも否定できなくなっている $^{56}$ 。したがって、このまま制裁が続けば、イランとしてもさらなる行動をとらざるを得ず、核合意からの脱離のみならず、核不拡散条約(NPT)からの脱退も視野に入れた発言を始めている $^{57}$ 。そして7月1日には、ウラン貯蔵量が合意規程の $^{300}$ キログラムを超過し、 $^{7}$ 月7日にはウラン濃縮度を合意範囲以上( $^{4.5}$ %程度)に引き上げるとの声明を発表した $^{58}$ 。

これに対し、米国は軍事活動も辞さずの強硬路線を維持している。5月2日には、イランの原油輸入禁止制裁について、日本を含む一部の例外措置を廃止し、さらにイランの声明に対抗して、鉄・アルミ等の金属輸出の禁止を新たに制裁に加えた。6月20日、領空侵犯があったとして、イランが米無人偵察機を撃墜したのに対し、トランプ大統領は21日にイラン攻撃をいったん命令したものの攻撃途中で中止する、という事件も起きた59。今後は、これまで民生用原子力施設を制裁対象外とする特例措置を打ち切る措置や、さらにサイバー攻撃を仕掛ける可能性、海上での原油密輸の取り締まりを強めることも示唆されている60。懸念されるのは、米国とイランの偶発的な軍事対立が起きることであり、緊張緩和への対話が求められる61。

欧州の対応策:欧州各国は核合意を守るべく、米国の経済制裁を潜り抜けてイランに融資や支払いをする手段を模索してきた。その枠組み作りとして、INSTEX と呼ばれる貿易取引支援機関を設置して、イランとの経済取引を継続しようと試みてきている<sup>62</sup>。このINSTEX を提案した仏・英・独の3カ国は、7月10日、イランが核合意の範囲を超えて核開発活動を拡大しようとしていることに対して、「深い懸念」を表明したうえで、イラン

enrichment", 2019年5月9日。https://www.bbc.com/news/world-middle-east-48197628

<sup>56</sup> 米国の経済制裁再開後は、イランの貨幣価値は史上最低レベルに下がっており、インフレ率は制裁前の4倍に達しているという。 BBC News, "Iran Nuclear Deal: Tehran may increase uranium

<sup>&</sup>lt;sup>57</sup> 「イラン核合意(JCPOA)米離脱がもたらす最悪のシナリオ」RECNA NPT BLOG 第 6 回, 2019 年 5 月 8 日。https://recnanpt2019.wordpress.com/

<sup>58</sup> 日本経済新聞、「米・イラン、威嚇の応酬、偶発衝突リスク懸念」、2019年7月8日。

<sup>59</sup> BBC News Japan, 「イラン、領内で米偵察ドローン撃墜と発表」、2019年6月20日。
<a href="https://www.bbc.com/japanese/48701714">https://www.bbc.com/japanese/48701714</a>、「トランプ氏、イラン爆撃をいったん承認し取りやめ、本人ツイート」、2019年6月21日。https://www.bbc.com/japanese/48715280

<sup>60</sup> 朝日新聞、「ホルムズ海峡、米が有志連合検討」、2019年7月10日。 https://digital.asahi.com/articles/DA3S14091191.html?iref=pc\_ss\_date

<sup>&</sup>lt;sup>61</sup> The Economist, "Collision course: The brewing conflict between America and Iran. Both sides need to step back", May 9 2019. <a href="https://www.economist.com/leaders/2019/05/09/the-brewing-conflict-between-america-and-iran">https://www.economist.com/leaders/2019/05/09/the-brewing-conflict-between-america-and-iran</a>

<sup>&</sup>lt;sup>62</sup> 貿易取引支援機関(INSTEX)に関する仏独英共同声明、フランス大使館。2019 年 2 月 1 日。 https://jp.ambafrance.org/article14160

と米国に対し「核合意の履行に戻らなければならない」と強調して、すべての関係国に緊張緩和に向けて責任を持って行動するよう呼びかけた<sup>63</sup>。しかし、INSTEX はいまだに機能しておらず、現時点では制裁を選ぶか、イランとの合意を守るかの厳しい選択を迫られているのが現状だ<sup>64</sup>。

# 5. 打開策はあるか:冷静な分析に基づき、再交渉を

はたして、この状況を打開する妙案はあるのか。当事国であるイランと米国の状況を見る限り、対立の激化が心配される。欧州諸国も手詰まりの感が強い。このままだとイラン核合意を救う可能性は日々少なくなっていると認識しなければいけない。

今、最も大事なことは、核合意をめぐる事実関係を冷静に分析し、今後の再交渉にむけて打開策を検討していかなければならない。その要点は最近イランにて開催された、パグウォッシュ会議の円卓会議報告に、以下の様に有益なまとめがなされている<sup>65</sup>。

- 1. 米国の追加制裁措置は、国連の安保理決議 2231 を遵守する国々が制裁を受ける、という国連史上例外的な状況となっている。
- 2. イランにとっての最重要課題は経済制裁措置の緩和、特に原油取引禁止の緩和である。一方、イランによる核合意の範囲を超えた活動は、そもそも米国の違法な合意離脱と欧州の支援活動の欠如に対する行動ととらえるべきだ。
- 3. イランは核合意を離脱する意図はないと表明しており、これまでは比較的小規模な違反行為で、すぐに元に戻ることができる程度のものである。
- 4. しかし、このまま進めば、中東情勢は不安定さを増し、軍事対立につながる危険性もある。さらに、イラン政府自身は望んでいないが、NPTを脱退する可能性も出てくる。そうなれば、中東における核拡散が現実のものとなる。
- 5. 関係諸国は、これらの現状を冷静に認識して、イラン核合意維持のため、そして 偶発的な軍事対立を防ぐためにも、早急に対話の可能性を探るべきだ。

これらの提言を踏まえて、米政権にも近くイランと友好関係にある日本政府は、この重要な核合意を守るべく、最善の外交努力を試みることが求められている。例えば、イランが核合意範囲を超えて生産した濃縮ウランを、IAEAに管理権を委ねる案や、カザフスタンでIAEAが管理している「国際燃料バンク」として自国が自由に使用できないようにす

<sup>63</sup> 日本経済新聞、「イランに深い懸念 仏独英の外相が共同声明」、2019 年 7 月 10 日。 https://www.nikkei.com/article/DGXMZO47169500Q9A710C1EAF000/

<sup>64</sup> 日本経済新聞、「緊迫イラン、動けぬ欧州 核合意、7日履行停止期限」、2019年7月6日。
https://www.nikkei.com/article/DGXMZO47056960W9A700C1EA3000/ 記事によると、INSTEXで取引可能なのは、医薬品や食料品等の人道物資に限られており、イラン側はこれでは不十分としている。英独仏の全貿易額に占めるイランのシェアは 2017 年時点で、全体の 1%に満たないことも影響している。

<sup>&</sup>lt;sup>65</sup> Pugwash Conferences on Science and World Affairs, "Pugwash-IPIS Roundtable Report", July 10, 2019. https://pugwash.org/2019/07/10/tehran-meeting-on-jcpoa/

る案なども考えられる。このような提案をすることにより、イランの核開発のリスクは大幅に低減され、かつ透明性も高まる<sup>66</sup>。また、ペルシャ湾の緊張をさらに増加させるような、有志連合のような形でイランへの圧力を高めるのではなく、有志連合とは距離を保ちつつ、純粋に海上運輸の保護を目的とする英国のやり方を学んで<sup>67</sup>、緊張緩和に向けての努力を続けるべきだろう。現時点ではイラン危機により原油市場が高騰したという証拠はない<sup>68</sup>。

イランの核合意はこれからでも救うことができる。まだ、国連安全保障理事会で、「スナップバック」の制裁をイランに課す動きは出ていない。イランの行動は、まだ「可逆的」で、合意に戻れる範囲にとどまっており、核のリスクもそれほど高まってはいない。原油情勢もそれほど悪化していない。いたずらに危機をあおるのではなく、冷静な対話による問題解決に全力を尽くすべきだ。そうすれば、最悪のシナリオである軍事対立の可能性も減少させることもでき、また最終的な解決の道も見えてくるだろう。

.

<sup>66</sup> 鈴木達治郎、「核合意堅持に知恵絞れ:安倍首相のイラン訪問」、長崎新聞「NEWS 論点」、2019 年 6 月 22 日。

<sup>&</sup>lt;sup>67</sup> 朝日新聞、「ホルムズ海峡、英は有志連合と距離 欧州各国と共同作戦」、2019 年 7 月 23 日。 https://digital.asahi.com/articles/ASM7R23NHM7RUHBI003.html

<sup>&</sup>lt;sup>68</sup> 小菅努、「イラン情勢緊迫化でも、上がらない原油価格」、ヤフーニュース、2019 年 7 月 17 日。 https://news.yahoo.co.jp/byline/kosugetsutomu/20190717-00134635/

# 「賢人会議京都アピール」その骨子と今後の展望 朝長万左男

第3回長崎(2018年11月)と第4回京都(2019年3月)の賢人会議で、現下の核軍縮を巡る国際情勢の激変を憂慮してまとめられた京都アピールが、4月16日、河野太郎外務大臣に提出された。日本政府はこれに基づき4~5月にニューヨークで開催された2020年核不拡散条約(NPT)再検討会議のための第3回準備委員会において、その内容のインプットを行った。以下にその骨子を示し、賢人会議の意図するところをメンバー個人の責任において説明する。

#### 1. アピールの骨子

国際社会が以下の13項目を確認するよう求める。

- 1. 核兵器の全面廃止を達成するという核兵器国の明確な約束が、依然として NPT 体制 における根本的なコミットメントである。
- 2. 安定し、安全で、繁栄する世界のための確固たる基盤は以下の4点にまとめられる。
  - a) 現在ある二国間および多国間の核軍備管理条約と協定を維持、堅持すること。
  - b) 浮上しつつある核兵器の近代化という懸念を払拭するために、上記条約・協定の 効力を活用すること。
  - c) 国際議論においては、礼節と相互の尊敬を取りもどし、過去の核軍縮と核の脅威 についての議論における慣行を取りもどすこと。
  - d) 核軍縮措置に役立つ革新的考え方を各国が育むこと、および対立する諸国間の相 互理解と協力を育む際には、市民社会の貢献が尊重されなければならない。
- 3. 2020 年から始まるあらたな NPT 再検討プロセスの 5 年間において、核兵器国は、かれらの P5 プロセスを通じて、核兵器国間において、また非核兵器国に対して、核ドクトリン、核抑止政策、核のリスク低減措置、および安全保障に関する説明と情報を共有しなければならない。
- 4. NPT 非締約国を含む全ての国は、核の脅威の削減、信頼の醸成と安全保障の向上についての措置、核軍縮の検証に取り組むフォーラムおよびプロセスについて、必要と考えれば、その実現に貢献しなければならない。
- 5. 相互の信頼と安心を促進し、国際安全保障の向上のために、核兵器を保有する全ての 国は以下の4項目について説明しなければならない。
  - a) 核兵器を保有する他国の戦力態勢について、安全保障上の懸念を説明し、議論を しなければならない。
  - b) 自国の核政策と戦力態勢が適用される国際法に、特に国際人道法に合致するかど うか、またどのように合致するか、明確にしなければならない。
  - c)国際的な法的拘束力のある核不拡散義務に鑑み、可能な限り、核兵器、兵器利用

可能核物質、その関連インフラの保全と安全を確保する措置をとらなければならない。

- d)核兵器不使用についての透明性と予見可能性および信頼性を向上させること、また全面的核軍縮を進展させるよう核軍備管理を再活性化することに合意し、これらを履行しなければならない。
- 6.全ての国は、核兵器の輸送、配備、使用から生じる第三国およびその国民に対するいかなる損害に対しても、当該国に説明責任と法的責任を負わせるメカニズムと措置を検討しなければならない。
- 7. 核兵器国及び非核兵器国は、NPT 締約国および非核兵器地帯条約の締約国である非 核兵器国に対する法的拘束力をもつ安全性についての保証を実現するべきである。
- 8. 核兵器禁止条約 (TPNW) に対する立場に大きな相違が存在するものの、全ての国は お互いに核軍縮の進展に関与するべきである。
- 9.全ての国は、核兵器への依存が低減された場合、もしくは核兵器のない状態において、いかなる方法で平和と安全を維持しうるかについての措置を執るべきである。
- 10. 全ての国は、新たな技術がいかに戦略的安定性を複雑化させるか、また核使用の危険性を増大させるかについて評価をし、それを防止する措置をとるべきである;市民社会はこれらの努力に貢献すべきである。
- 11. 全ての国は、包括的核実験禁止条約 (CTBT) を支持し続けなければならない。CTBT 付属書 II に掲げられている発効要件国のうち 8 カ国、特に CTBT に署名しているものの未批准の NPT 締約国の 4 カ国は、CTBT に署名・批准すべきである。
- 12. 賢人会議は、2019年11月にニューヨークにて開催予定の、中東非大量破壊兵器地帯の創設に関する会議の招集を歓迎し、全ての関係国に同会議への参加を慫慂する。
- 13. 全ての国は、グテーレス国連事務総長の「軍縮アジェンダ」を支持すべきである。

# 2. アピールの意図

賢人会議の総意として、現在核軍縮の機運が停滞していることに加え、これまで長年維持されてきた、核軍縮にかかる重要な2国間および多国間条約が廃棄または延長の危機に瀕している状況を憂慮し、主要核兵器国(P5)に対して、その核兵器政策・ドクトリンに関する改善要求をまとめたのが、今回の最も大きなポイントである。

これまで実質的な核弾頭の削減を推し進めてきた米ロ間の中距離核戦力 (INF) 全廃条約 を両国が破棄する方向であることが、最も深刻である。新戦略兵器削減条約 (新 START) の延長会議の開催も危ぶまれている。

次に憂慮されるのは技術革新がもたらす核兵器の近代化、通常兵器の威力の増強、AI テクノロジーの導入、サイバー攻撃の進化、などによって核抑止政策が変貌し、使いやすい核兵器の開発が進むなど、核兵器を巡る情勢は危機的状況にある。核兵器と通常兵器の戦略的な役割に関する境界も不分明になりつつある。このような状況は核軍縮の進展とは逆の方

向に向かいつつあると言わざるを得ない。全ての核兵器国がこのような方向を向いており、 核兵器の近代化を進めつつあることを、賢人会議は深刻にとらえている。とりわけ通常兵器 において憂慮するのは、超音速ミサイルの開発である。国境間の距離が近い国においては、 数分で到着するミサイルは脅威である。このように、早急に歯止めをかける必要のある項目 が挙げられているのが、このアピールの特徴である。

2020年から始まる次の5年間のNPTプロセスにおいて、すべての核兵器国が起こすべき行動を列記した第3項が、今後もっとも重要と賢人会議は考えている。この意味で、2017年に採択されたTPNWについても言及しており、条約を巡って異なる意見が存在する中においても、全てのNPT締約国が核軍縮に関与する必要性に言及されていることは重要なポイントである。TPNWの内容とも共通する多くの核軍縮に関する課題を賢人会議はあげており、共通テーマとして議論していくことが信頼醸成を高めると考えている。

# 3. 今後の展望:賢人会議の提案に対する日本政府の対応

これからの課題は、このような骨子を如何にして具体化していくのかである。それは賢人会議を設置した日本政府の今後の責任ある対応ともいえる。提案された「橋渡し案」は、核兵器国側と非核兵器国側および市民社会側の間で議論されなければならない。そのためには3つのグループが参加し、対話と信頼醸成を生むような「会議・カンファランス」が開催されなければならない。このような会議はトラック 1.5 と呼ばれる。

7月22~23日に東京で開催された第5回会議は最後の賢人会議となることが明らかになった。ここで日本政府は、このようなトラック 1.5 会議の開催の構想を固めつつあることを表明した。賢人会議メンバーは全員この表明を歓迎した。いよいよ「実質的核軍縮の進展」を実現するための「対話と信頼醸成」を目指す国際会議が日本のイニシアティブで開催されることが確実になってきた。

## 著者紹介(執筆順)

# 吉田 文彦 (YOSHIDA, Fumihiko)

センター長・教授

1955 年京都府生まれ。東京大学文学部卒、朝日新聞社入社。2000 年より論説委員、論説副主幹。その後は、国際基督教大学(ICU) 客員教授、米国のカーネーギー国際平和財団客員研究員、笹川平和財団常務理事など経て現職。

# 鈴木 達治郎 (SUZUKI, Tatsujiro)

副センター長・教授

1951 年生まれ。75 年東京大学工学部原子力工学科卒。78 年マサチューセッツ工科大学プログラム修士修了。工学博士(東京大学)。2010 年 1 月より 2014 年 3 月まで内閣府原子力委員会委員長代理を務めた。核兵器と戦争の根絶を目指す科学者集団パグウオッシュ会議評議員として活動を続けている。

# 広瀬 訓 (HIROSE, Satoshi)

副センター長・教授

専門は国際法、国際機構論。国連開発計画(UNDP)プログラム担当官、ジュネーブ軍縮会議日本政府代表部専門調査員、宮崎公立大学教授等を経て、2012年より現職。

### 山口 響 (YAMAGUCHI, Hibiki)

客員研究員

Journal for Peace and Nuclear Disarmament (J-PAND、長崎大学発刊) 編集長補 佐。1976年、長崎県生まれ。一橋大学大学院修了(社会学博士)。現在、長崎大学・長 崎県立大学・活水高校で、非常勤講師として核や原爆の問題について教える。

# 中村 桂子 (NAKAMURA, Keiko)

准教授

2012年4月のRECNA開設にともない、長崎大学に赴任。2012年3月までは特定非営利活動法人ピースデポ(横浜)の事務局長として、核軍縮・不拡散問題に取り組んでいた。

# 梅林 宏道 (UMEBAYASHI, Hiromichi)

客員教授・RECNA 前センター長。

1937 年生まれ。東京大学大学院博士課程修了。工学博士。1980 年、大学教員を辞し、平和運動家・研究者として国際的に活動、NPO 法人ピースデポを設立、現在は特別顧問。

# 富塚 明 (TOMIZUKA, Akira)

長崎大学 水産・環境科学総合研究科 准教授・RECNA 兼務教員 専門は環境物理学。博士 (環境科学)。被爆者問題、核兵器、原子力発電、安全保障な どの課題に取り組んでいる。RECNA 核弾頭データ追跡チームのメンバーの 1 人。

## 太田 昌克 (Ota, Masakatsu)

## 客員教授

共同通信社編集委員 (論説委員兼務)

1968年生まれ。早稲田大学政治経済学部卒。政策研究大学院大学修了(博士)。1992年、共同通信社入社。外交・安保、核・原子力政策を中心に取材。ワシントン特派員時代の核問題報道でボーン・上田記念国際記者賞受賞。主著に『日米「核密約」の全貌』、『秘録-核スクープの裏側』、『日米〈核〉同盟』、『日本はなぜ核を手放せないのか』

# 朝長 万左男 (TOMONAGA, Masao)

## 客員教授

元日本赤十字社 長崎原爆病院院長 / 核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員会委員長 1943 年長崎市生まれ。2歳のときに、母親とともに爆心地から 2.7km の距離で被爆。 長崎大医学部卒、同大で 40 年間血液内科医として被爆者医療および白血病の研究にあたる。

Research Center for Nuclear Weapons Abolition, Nagasaki University(RECNA) 長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)

**1-14 Bunkyo-machi, Nagasaki, 852-8521, Japan** 〒852-8521 長崎市文教町1−14

TEL. +81 95 819 2164 / FAX. +81 95 819 2165 [E-mail] recna\_staff@ml.nagasaki-u.ac.jp http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp